

令和 7 年度

最終処分場被災対応タスクフォース報告



特定非営利
活動法人

最終処分場技術システム研究協会

最終処分場被災対応タスクフォース

最終処分場被災対応タスクフォース報告

目 次

－ 頁 －

令和 7 年度 最終処分場被災対応タスクフォース名簿

1. 緒 言	1
2. タスクフォースの概要と目的	1
2.1 タスクフォースの概要	2
2.1.1 フェーズフリーインフラ	2
2.1.2 フェーズフリー最終処分場	5
2.1.3 タスクフォースの取組み	7
2.2 タスクフォースの目的	8
2.2.1 情報部会の目的	8
2.2.2 機能維持確認部会の目的	8
2.2.3 提言部会の目的	8
3. タスクフォースの活動内容	9
3.1 情報部会の活動	9
3.1.1 情報部会の活動の方向性	9
3.1.2 各自治体などの情報	10
3.2 機能維持確認部会の活動	30
3.2.1 機能維持確認部会の活動の方向性	30
3.2.2 災害状況確認マトリックス	30
3.2.3 機能維持確認に必要な情報	31
3.2.4 対応組織の在り方	32
3.2.5 (仮称)災害状況確認調査票について	33
3.2.6 情報・提言両部会との連携・情報共有について	34
3.3 提言部会の活動	34
3.3.1 提言部会の活動の方向性	34
3.3.2 提言部会令和 6 年度の活動内容	34
3.3.3 提言内容の抽出方法の検討	35
4. まとめと今後のタスクフォースの活動	38
4.1 情報部会	38
4.2 機能維持確認部会	38
4.3 提言部会	38
4.4 タスクフォースメンバーの募集について	39
5. 添付資料	40
5.1 添付資料-1 情報部会：自治体における災害廃棄物処理計画の概要	40
5.2 添付資料-2 機能維持確認部会：令和 6 年度報告 被災カルテ	61

令和 7 年度 タスクフォース
最終処分場被災対応タスクフォース 名簿

	氏 名	所 属		氏 名	所 属
◎	薦田 敏郎	個人会員		笠 博義	個人会員
	大野 文良	個人会員※		加納 光	個人会員
	桑本 潔	個人会員/(株)環境生物 化学研究所※		小宮山由紀江	清水建設(株)
○	庄司 茂幸	日本工営(株)※		羽染 久	個人会員
	青山 克己	個人会員/太陽工業(株)		日笠山徹己	個人会員/(株)大林組
	池本 久利	日本工営(株)		若林 秀樹	個人/鹿島建設(株)

◎リーダー、○サブリーダー、※部会長

1. 緒 言

近年、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が切迫していると指摘されており、我が国における広域災害リスクは一層高まっている。南海トラフにおいては、過去にも約100～150年周期で巨大地震が発生しており、今後30年以内の発生確率は60～90%程度と予測されるなど、その切迫性は極めて高い水準にあるとされる。また地球温暖化の影響による集中豪雨の激甚化や、長期的な乾燥に伴う森林火災の増加、さらには大規模地震に起因する火山活動の誘発など、複合的な自然災害リスクも顕在化しており、我が国は世界的に見ても災害多発国であると位置付けられる。

令和6年能登半島地震では、こうした自然災害リスクの現実的な様相が顕著に表れた。この震災では、広範囲にわたり液状化現象が発生し、特に砂質地盤を有する地域においては、地盤の側方流動や地表面の水平変位が確認されている。これらの地盤変状は、建築物やインフラ施設の損壊のみならず、敷地境界の移動といった土地利用上の問題を引き起こし、結果として災害瓦礫の撤去や道路啓開の遅延要因にもなったと言われている。また地震後に発生した豪雨により、先行震災で損傷を受けた森林や斜面から大量の倒木や土砂が流出し、土石流や河道閉塞を誘発するなど、甚大な複合災害の爪痕を残した。

この震災を契機に立ち上げられた「能登半島地震タスクフォース」では、被災施設の状況確認や機能回復に向けた対応策などについて過年度に取りまとめを行い、被災自治体に対して報告・提案を実施した。今年度はこの震災で得られた知見や課題を踏まえ、最終処分場に関わる技術者集団であるLSAとして、今後発生し得る大規模災害への対応方策や組織の在り方について検討する必要があるとの認識に立ち、「最終処分場被災対応タスクフォース」を組成、検討活動を開始した。

2. タスクフォースの概要と目的

新たなタスクフォースとしての活動に先立ち、能登半島地震時のタスクフォースにおける3体制（情報部会・機能検査部会・提言部会）について改めて議論を行った。その結果各部会の方向性について以下を確認した。

① 情報部会について

国や自治体、関連団体が取りまとめている事前防災および応災の取組を俯瞰的に整理し日常時から取り組むべき被災対応や事前防災に関する情報を体系的に発信する拠点としての役割を担う必要があるとの認識に至った。

② 機能検査部会について

最終処分場における機能検査が、日常時あるいは災害発生後における機能の確認・改善策の提案を目的としているのに対し、本タスクフォースでは被災施設の機能回復や後発災害に備えての機能確保、さらには事前防災まで含めた俯瞰的な視点が必要であるとの認識に至った。このため部会名称を「機能維持確認部会」として活動することとした。また、能登半島における複合災害の経験を踏まえ、最終処分場の機能を阻害する周辺エリアの被災状況確認や、対応方策などについても検討すべきか否かを議論した。

③ 提言部会について

能登半島地震におけるLSAの活動を振り返るとともに、今後発生が予想される大規模災害に対して、LSAが組織としてどのように取り組むべきかという方向性を整理する必要

があるとの認識に至った。

また検討にあたっては、発災前後の行動原則、対応要員・費用、提言内容の範囲、LSAの認知度向上策などについて、タスクフォースメンバーからの意見徴収を踏まえ、LSAとしての基本スタンスを検討することとなった。

2.1 タスクフォースの概要

2.1.1 フェーズフリーインフラ

国による防災・環境・エネルギー政策の統合的推進が求められるなか、近年の災害多発状況を背景に、防災や応災の考え方については従来の「発災後対応中心」から、日常時と非常時の連続性を重視する方向に変化している。その中で注目される概念が「フェーズフリー」である。フェーズフリーとは、日常時（平時）と非常時（有事時：災害発生時）の2つの局面「フェーズ」の区別を取り払い、どちらの状況でも役立つ製品やサービス、社会システムを提供するという考え方である。

フェーズフリーをインフラ分野に取り入れることで、「強靱化＝レジリエンス」や「スマートインフラ」として具現化し、さらなる展開を図ることができる。表 TF-1-1 にインフラの分野別フェーズフリー体系を整理する。

表 TF-1-1 フェーズフリー分野別インフラ施設事例

インフラ	分野別	日常時	非常時
都市 公共施設	複合施設	地域住民の交流の場 生活サービス提供の場	災害対策本部 避難所
	公園・道の駅	余暇 観光 交流拠点	避難所 物資供給基地 延焼防止帯 災害瓦礫仮置場
エネルギー	分散型電源（再エネ＋蓄電）	電力供給 電力コスト削減	停電時自立電源
	スマートグリッド マイクログリッド	効率的電力供給	停電回避
通信 デジタル	冗長化通信 （光回線・衛星通信・公共WiFi等）	常時WiFi提供	衛星回線バックアップ
	データ統合プラットフォーム	行政 交通 観光データ	被害状況把握 意思決定
物流	EC配送ネットワーク 物流倉庫 ラストワンマイル配送	配送基地 ストック	孤立地域への物資輸送 緊急物資集積 配送基地
水 環境	水インフラ：雨水貯留施設 （水供給・水処理・洪水防止等）	水資源確保 環境対策	非常用水確保
	水インフラ：多目的ダム （水供給・洪水防止・発電等）	水資源確保 治水 発電	水資源確保 発電
	グリーンインフラ	景観機能 快適性	浸水緩和 熱害対策
建築 住宅	防災配慮型住宅	快適住居	防災シェルター機能
社会施設 社会体系	コミュニティ機能	交流の場 支援	食料供給 避難支援

フェーズフリーの考え方を導入することで、これまで災害発生後に限定して利用されていた施設などを、日常時にも地域住民が活動する機会や場所を提供する施設として活用し、コスト削減や付加価値を創出することができる。フェーズフリーが成立する要件としては、

以下の３点に絞ることができる。

- ・ 日常時と非常時の双方で機能すること。
- ・ 日常時の利用がそのまま非常時の備えとなること。
- ・ 日常時、非常時ともに社会的価値を複合的に提供できること。

フェーズフリーの代表的事例としては、伊豆市「松原公園津波避難複合施設」や鳴門市の「道の駅くるくるなると」（写真 TF-1-1）などが挙げられる。



写真 TF-1-1 鳴門市 道の駅くるくる なると（鳴門市 HP より引用）

国土交通省の「防災みちの駅推進事業（防災道の駅）」では、今年５月の段階で全国 79 駅が選定され、フェーズフリー機能や広域防災拠点機能などの拡充に向けた整備が順次行なわれつつある。

一方、廃棄物関連施設としてフェーズフリー的な考えを導入している施設に、今治市クリーンセンター（愛称：バリクリーン）が挙げられる。当該施設はごみ焼却施設であると同時に、市の「指定避難所」として機能する施設である。本施設は 2018 年 3 月に竣工し、今治市民の廃棄物の安定的処理を担うほか、日常時には「市民の憩いの場」の機能、非常時には「防災拠点」として様々なサービスを地域に提供・貢献している。当該施設は 2019 年のジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）の最高賞であるグランプリを取得している。表 TF-1-2 に当施設に関する市のホームページ情報を示す。

表 TF-1-2 今治市クリーンセンターのフェーズフリー概要（HP より）

今治モデル：3つの柱	・ 廃棄物の安定処理（環境・エネルギー機能） ・ 地域を守り親しまれる施設（防災・交流機能） ・ 環境啓発、学習機能（教育機能）
フェーズフリー特性	・ 計画段階からフェーズフリー導入 ・ ハードとソフト両面で40項目の設計を実装 ・ 「いつも」と「もしも」の両方で地域に貢献
フェーズフリー具体内容	・ ハード面 - ごみ発電でエネルギー自立、避難所機能（320人×1週間） - インフラ断絶対応設計（井水・クローズド排水ほか） - ごみピット・処理機能（大容量・災害瓦礫受入れ対応） ・ ソフト面 - 官民NPO連携、BCP対応、市民参加型訓練と日常利用促進



写真 TF-1-2 今治市クリーンセンター全景（今治市 HP より引用）

防災設備 地域の防災拠点として、災害時の避難所の機能を備えています。

● 避難所

災害時に320人の市民が避難できます。簡易な仕切り板を備えるなど、プライバシーに配慮しています。



● 備蓄品

避難者が7日間生活可能な生活用品、衛生用品、水、食料品などを備蓄しています。



● 非常用発電機

災害による停電時も非常用発電機により施設の運転を継続し、施設内や避難所への電力供給を行います。



● 災害用マンホールトイレ

災害時にマンホールトイレを設置できます。



見学者設備 工場の中を「見て・体感して・楽しみ」ながら学べます。

● 見学者ホール（環境学習コーナー）



● 見学者ホール（可燃ごみピット）



● 大研修室



● 多目的室



写真 TF-1-3 施設内のフェーズフリー設備（今治市 HP より引用）

2.1.2 フェーズフリー最終処分場

廃棄物最終処分場は、都市・地域社会における社会活動に必要な不可欠な重要インフラである。日常時には地域社会から排出される廃棄物の受け皿、または資源保管施設として機能し、非常時には災害瓦礫の最終的な受け入れ先となり、日常時から非常時に亘って、その機能はシームレスに発揮される必要がある。最終処分場にフェーズフリーの考え方を取り入れた事例はないが、この概念の成立要件を踏まえて、最終処分場がフェーズフリーインフラとしてどのように機能するかを検討した。

一般にフェーズフリーインフラが機能するためには、物理的に機能する仕組み（ハード面の機能）と、それを適切に使い熟す仕組み（ソフト面の機能）の両輪が必要となる。ハード面とは、製品・設備・インフラのような「目に見える要素」であり、発災時において機能する「物理的な機能・モノ」であり、日常的に使うことで非常時にもそのまま活用することができる。例えば「太陽光発電＋蓄電池」「災害対応型トイレ」「EV」などがこれに該当する。一方ソフト面とは、制度・ルール・運用方法・人の意識のような「目に見えない要素」であり、ハードを「適切に使い続ける仕組み」「日常時から非常時へのスムーズな切り替え」「人間の行動の支援」などが該当する。「ルールやマニュアル」「運用体制」「防災教育や訓練」「インセンティブ設計」などがこれに該当する。

最終処分場がフェーズフリーインフラとして持つ機能をハード面とソフト面で整理したものを表 TF-1-3 に示す。

表 TF-1-3 フェーズフリーインフラとしての最終処分場のハード面とソフト面の整理

	機能	項目
ハード面	インフラ機能	最終処分場主要施設 貯留槽物・遮水工・集排水施設・水処理施設など 管理施設 搬入管理施設・管理棟・管理道路など 関連施設 搬入道路・場内道路・防災施設など
	防災・減災機能	環境保全施設・設備 防災調整池 周辺防災施設（砂防ダム・落石防護・法枠工） など
	空間・土地利用機能	駐車場・資材置き場・周辺空地 倉庫施設 被覆施設（CS処分場の場合） など
ソフト面	計画・運用・維持管理機能	災害廃棄物受入計画 事業継続計画 発災時搬入計画 など
	関係団体等連携機能	自治体・民間事業者・地域住民協定 廃棄物処理の広域連携 自衛隊・民間物流企業との協力体制 など
	地域社会との協働	防災教育・災害訓練体制 日常時の施設開放・環境教育の場の形成 情報共有とリスクコミュニケーション など
	人材配置・人員体制機能	災害対応要員（職員）育成 指揮命令系統 ICTを活用した遠隔監視・情報共有化 など

フェーズフリーの機能はこのハード面とソフト面の単なる足し算ではなく、「ハード面×ソフト面＝日常時・非常時の社会的価値創出」であり、両構成要素は必要不可欠な関係にある。ハード面とソフト面双方の一体化を図ることで、最終処分場の日常時・非常時における以下の様な社会的価値向上が期待できる。

① 即応性

日常時運用の延長として非常時の迅速な対応が期待

② レジリエンス性

施設・設備の耐久性確保や人材・組織としての対応力強化

③ 地域の資産価値向上

資材供給機能や避難施設など地域の防災に関わる多機能化

地域住民の理解促進（迷惑施設から価値ある施設へ）

④ 費用投資効果の最大化

日常時の活用による投資効果向上

また最終処分場は、埋立完了後も長期間にわたり周辺地域の環境保全に寄与する地域インフラである。この観点から表 TF-1-1 の各種インフラのフェーズフリーの考え方を、埋立完了後も含めた最終処分場に当てはめて整理したものを表 TF-1-4 に示す。

表 TF-1-4 フェーズフリー分野別インフラ施設への最終処分場の展開

インフラ	分野別	日常時	非常時	最終処分場への展開の可能性
都市 公共施設	複合施設	地域住民の交流の場 生活サービス提供の場	災害対策本部 避難所	管理棟 会議室など
	公園・道の駅	余暇 観光 交流拠点	避難所 物資供給基地 延焼防止帯 災害瓦礫仮置場	埋立完了部 周辺空地の活用
エネルギー	分散型電源（再エネ＋蓄電）	電力供給 電力コスト削減	停電時自立電源	跡地での再エネ整備
	スマートグリッド マイクログリッド	効率的電力供給	停電回避	跡地での再エネ整備
通信 デジタル	冗長化通信 （光回線・衛星通信・公共WiFi等）	常時WiFi提供	衛星回線バックアップ	管理棟の衛星通信局化
	データ統合プラットフォーム	行政 交通 観光データ	被害状況把握 意思決定	電気検知導入施設 光通信システム導入施設
物流	EC配送ネットワーク 物流倉庫 ラストワンマイル配送	配送基地 ストック	孤立地域への物資輸送 緊急物資集積 配送基地	空地の活用 CSの覆蓋施設 （埋立完了施設対象）
水 環境	水インフラ：雨水貯留施設 （水供給・水処理・洪水防止等）	水資源確保 環境対策	非常用水確保	防災調整池貯水機能
	水インフラ：多目的ダム （水供給・洪水防止・発電等）	水資源確保 治水 発電	水資源確保 発電	—
	グリーンインフラ	景観機能 快適性	浸水緩和 熱害対策	跡地での植林事業
建築 住宅	防災配慮型住宅	快適住居	防災シェルター機能	管理棟などの活用
社会施設 社会体系	コミュニティ機能	交流の場 支援	食料供給 避難支援	管理棟や周辺空地

表TF-1-4より、最終処分場は供用中・埋立完了後、あるいは廃止後においても様々な分野のインフラとして、フェーズフリー機能を発揮する社会インフラであると考えられる。

2.1.3 タスクフォースの取組み

当タスクフォースでは、最終処分場が日常時・非常時を問わずシームレスに機能し続けられるよう、情報共有、機能維持の確認、および提言の観点から、ハード・ソフト両面の機能の一体化に向けた検討を行い、フェーズフリーインフラとしての最終処分場の構築を目指す。

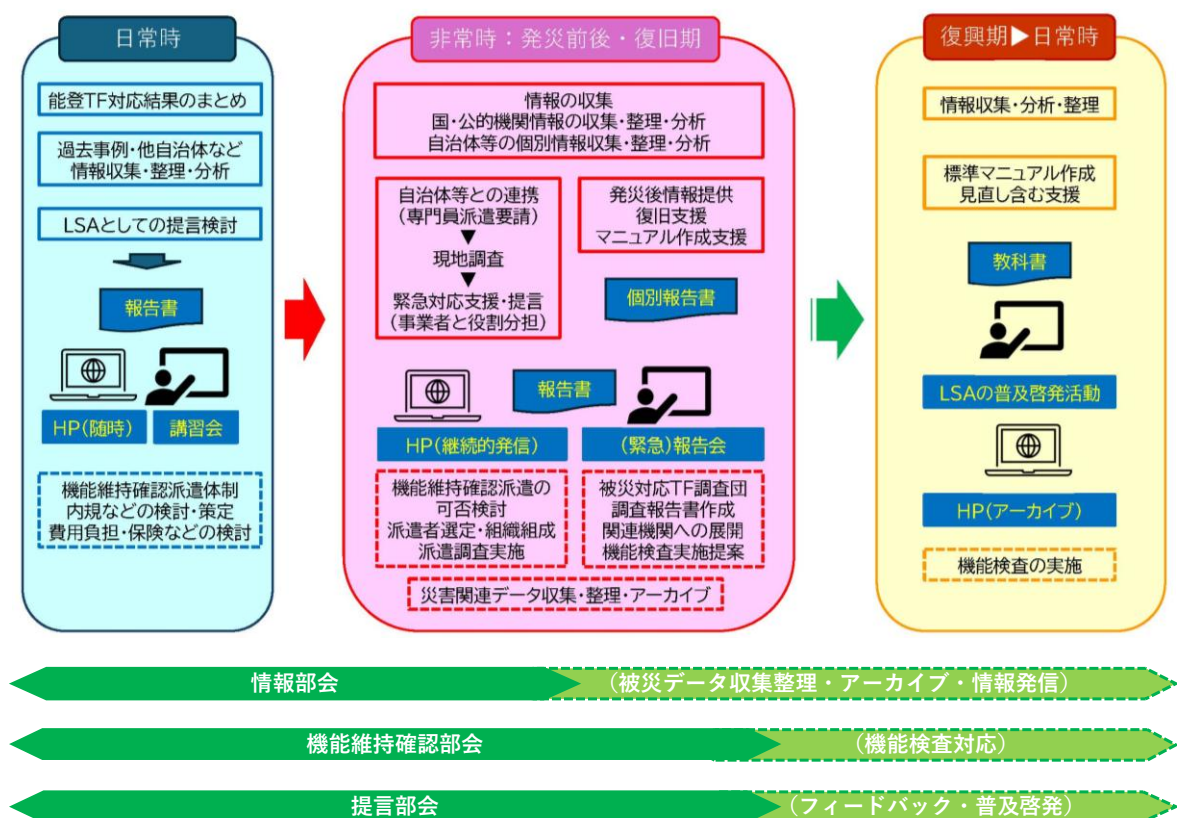
発災を境として「情報」「機能維持確認」「提言」の各部会の関わり方について、時系列の観点から検討した。

「情報」については、発災前の日常時における大規模災害への備えや事前の防災対策として、国の施策などにに基づき自治体・事業者が策定した対策の内容を把握するとともに今後、自地域で策定すべき対策の方向性を検討するため、効率的かつ的確な情報の収集・発信が求められる。また、これらの情報は、発災後（または発災直前）において、適宜、被災自治体や事業者提供される必要がある。さらに、被災時の情報は、将来の災害に備えるためのアーカイブとして蓄積し、データベース化することが望まれる。

「機能維持確認」については、発災後の最終処分場において必要な機能が確保されているかを確認するとともに、その機能を長期にわたり維持する必要がある。このため、最終処分場の機能を阻害する要因の排除を含めた「機能維持確認」は不可欠である。

「提言」については、発災直後におけるLSAとしての情報収集を含む初動体制の整備、現地確認を含めた要員の確保などの組織体制のあり方に加え、被災施設の管理者に対する支援や技術的助言などの情報提供も視野に入れた検討が必要である。

図TF-1-1に発災を境とした「情報」「機能維持確認」「提言」の各部会の関わり方について整理した。



図TF-1-1 災害に対するタスクフォース各部会の関りについて

2.2 タスクフォースの目的

能登半島地震を契機として、各種の調査・支援活動が展開されている。例えば国の支援機関や関連団体は被災自治体に対し、施設被害の把握や復旧計画の策定支援などを実施しており、現地の状況に即した技術的助言が行われている。これらの取り組みを通じて得られた知見は、今後想定される大規模災害への備えとして非常に重要であり、単なる応急対応にとどまらず、中長期的な防災・減災対策へと展開し、最終処分場のフェーズフリーインフラ機能の普及は今後さらに望まれるものと思われる。このような観点も踏まえ、タスクフォース各部会の目的を以下に示す。

2.2.1 情報部会の目的

情報部会では、フェーズフリーの考え方を、国や自治体などの制度・運用・仕組み・情報提供などのソフト面を俯瞰し、ホームページその他を介して被災した自治体・事業者などに発信することを検討する。

発災後は、自治体の日常業務に加え、被災に関する様々な対応がでてくる。その対応を国や環境省、県、関係団体が支援することになる。支援機関との関係や地域住民への対応など被災対応の準備は重要であり、日常時に準備した情報が非常時においてもそのまま使える状態（＝フェーズフリー情報体系）が必要と考えられる。情報部会では、この「フェーズフリー情報体系」を創出し、自治体・事業者の最終処分場の被災対応を情報面から支援する基盤をつくることを最終的な目的とし、今年度は、これまでのメンバーによる議論や自治体で策定されている防災計画、国の関係機関における災害への対策に係る情報を収集・概要をまとめることとした。

2.2.2 機能維持確認部会の目的

能登半島で発生した複合災害では、災害廃棄物処理の「最後の砦」とされる最終処分場においても被災が確認され、一時的ではあるが機能を喪失した施設も見受けられた。災害瓦礫の最終的な受け入れ先である最終処分場そのものが被災・機能不全に陥れば、瓦礫の搬入はもとより、施設を管理運営する自治体・事業者の災害復旧・復興活動にも大きく支障を来すことになる。

機能維持確認部会では、機能検査での知見も参考に各種災害を想定した機能確認について、日常時から非常時に至る各フェーズを想定した機能確認情報、ならびに各フェーズにおけるLSAとしての組織的対応について検討することとした。

2.2.3 提言部会の目的

提言部会では、将来発生が予想される首都圏直下・南海トラフ・千島海溝・日本海溝などの大規模震災、増加の一途をたどる異常気象災害やそれに伴う二次災害を前に、能登半島地震・豪雨災害での対応経験を踏まえ、LSAとして何をすべきだったか、何ができたかなど項目を洗い出し、今後災害が発生し、最終処分場が被災した場合に、LSAとしてどのような活動が行えるかを整理、提言することを目的として活動を行うこととした。なお提言に際しては、タスクフォースメンバーへのアンケート調査を次年度に予定している。

3. タスクフォースの活動内容

3.1 情報部会の活動

3.1.1 情報部会の活動の方向性

『自治体に寄り添う LSA』という観点から、以下を情報部会の活動方針とした。

「日常時に整備した情報が、非常時にそのまま使える状態（フェーズフリー）を実現し自治体の最終処分場の被災対応を情報面から支援する基盤をつくる」

今年度は、その日常時⇒非常時に備える最終処分場関連の情報として、どのようなものが必要かを検討することから始めた。検討の流れとしては、下記を想定した。

- | | | |
|----------------------|---|--------|
| ① 情報部会の方向性の決定 | } | 今年度の検討 |
| ② 主要自治体の事前防災・応災情報の収集 | | |
| ③ ②までの中間まとめ | | |

- ④ 自治体以外の事前防災、応災情報の収集とそれら情報の③への追加
- ⑤ ④における情報の体系化
- ⑥ 日常時⇔非常時での情報のパッケージ化（⑤をベースに検討）
- ⑦ 各自治体への⑥の提案（提言部会へ⑥の受け渡し）

ここで②においては、全国自治体の“事前防災・応災情報”の収集を実施し、下記を念頭においてとりまとめるとした。

- ・事前防災情報
- ・応急対応計画
- ・浸出水対策
- ・資材備蓄
- ・複合災害想定（地震＋豪雨など）など

また⑥における“日常時⇔非常時”での情報として、以下をフェーズフリー情報パッケージとして整理することとした。

- ・日常時：施設管理データ、地形・地盤情報、排水設備・電源情報
- ・非常時：被災判断、応急復旧、下流域保全に使える情報

3.1.2 各自治体などの情報

1) 情報収集からまとめまでの手順

主要な自治体がどのような検討を実施しているかを知るうえで、災害廃棄物情報プラットフォームをよりどころとし、そこからの抽出により各自治体の概要をまとめることとした。各自治体の情報自体が大量のものとなるため、概要をまとめ、その中でも結論については抽出を行い列挙することとした。最後にそれらの結論などから見えてくるものを取りまとめることにより本年度の成果とした。

以下に検討フローを示す。

- ①手順1 災害廃棄物情報プラットフォームからの廃棄物情報の収集
- ②手順2 災害廃棄物情報プラットフォームから抽出された自治体情報
- ③手順3 抽出された自治体における災害廃棄物処理計画の概要
- ④手順4 手順3の各自治体概要からの結論抽出
- ⑤手順5 各自治体の計画書を総括した中間まとめ
- ⑥手順6 中間の取りまとめと次年度検討の概要検討

図 TF-1-2 情報部会の今年度検討フロー

- (1) 手順1：各自治体などの情報の収集（災害廃棄物情報プラットフォームより抽出）
災害廃棄物情報プラットフォームは下記となる。



図 TF-1-3 災害廃棄物情報プラットフォーム（国立研究開発法人 国立環境研究所）

<https://dwasteinfo2.nies.go.jp/page/page000008.html>

このプラットフォームについて（HP より抜粋）

国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域は、東日本大震災以来、災害廃棄物対策に関して、環境省所管の国立研究機関の立場で支援してきました。そして、この「災害廃棄物情報プラットフォーム」は、災害廃棄物対策を推進する方々に参考となる情報を一元的に発信するために、2014 年 5 月に開設し、公開を始めました。その後、内容の充実、使いやすさの観点からのシステム改善などを重ねてきており、多くの関係者に活用されています。

情報プラットフォームでは、国の各種指針などの技術情報や、自治体で取り組まれている災害廃棄物処理計画策定の情報など、各自治体担当者が災害への備えとして参考とすべき様々な技術支援情報が体系的に整理されています。また、過去の災害で実際に災害廃棄物の処理にあたった実務者の経験及び知見を共有するとともに、将来の災害への備えとして取り組まれている様々な活動を紹介しています。さらに、自治体担当者の人材育成方法のガイドやマネジメント強化のためのツールなども使いやすい形で搭載されています。これらを参考にして、全国の自治体が災害廃棄物処理マネジメント能力を向上させるとともに、より実践的な計画・体制づくりに活かしていただくことを期待しています。

もちろん災害廃棄物処理に関わる主体は、自治体だけではありません。計画策定や処理進捗管理などには民間コンサルタントの支援が不可欠ですし、実際の処理には産業廃棄物処理業、総合建設業、環境装置メーカーなどの民間事業者がその一翼を担う必要があります。その意味で、本情報プラットフォームは、これら民間事業者の方々にも是非活用して頂きたいと考えています。

国立環境研究所は、2015 年 9 月に発足した環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）の支援者グループの中核機関に位置付けられ、緊急時および日常時の災害廃棄物対策に係る支援の取組を進めています。本プラットフォームの情報が、将来の災害対応力向上にお役に立てるよう、皆様のご意見などを反映させながら今後とも成長するプラットフォームを目指したいと思います。

出典：2022 年 6 月 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域長 大迫政浩

この災害廃棄物情報プラットフォームの重要ポイントを情報部会で以下にまとめた。

1. 災害廃棄物処理に必要な国の指針・技術情報・自治体計画を一元化し、体系的に提供する基盤とする。
2. 東日本大震災など過去災害の教訓・実務者の知見を整理し、将来の大規模災害への備えに活かすことを目的としている。
3. 自治体担当者の計画策定・人材育成・マネジメント強化を支援するツールやガイドを提供している。
4. 自治体だけでなく、コンサルタント・産廃業者・建設業者など民間事業者も活用できる情報基盤として設計されている。
5. 環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の中核支援機関として、日常時・緊急時の双方で支援を行っている。

ちなみに LSA では、2024 年 8 月の能登半島豪雨災害に対応して輪島市の 2 つの最終処分場について LSA のメンバーを現地に無償派遣を行い、それら最終処分場についての被災診断を行い、輪島市に報告を行った。その後日には輪島市から感謝状を拝領している。



図 TF-1-4 災害廃棄物情報プラットフォームにおける日常時の対策の種類

（出典：国立研究開発法人 国立環境研究所）

また、日本の廃棄物関連の法体系では、災害廃棄物は下図の中に組み込まれている。

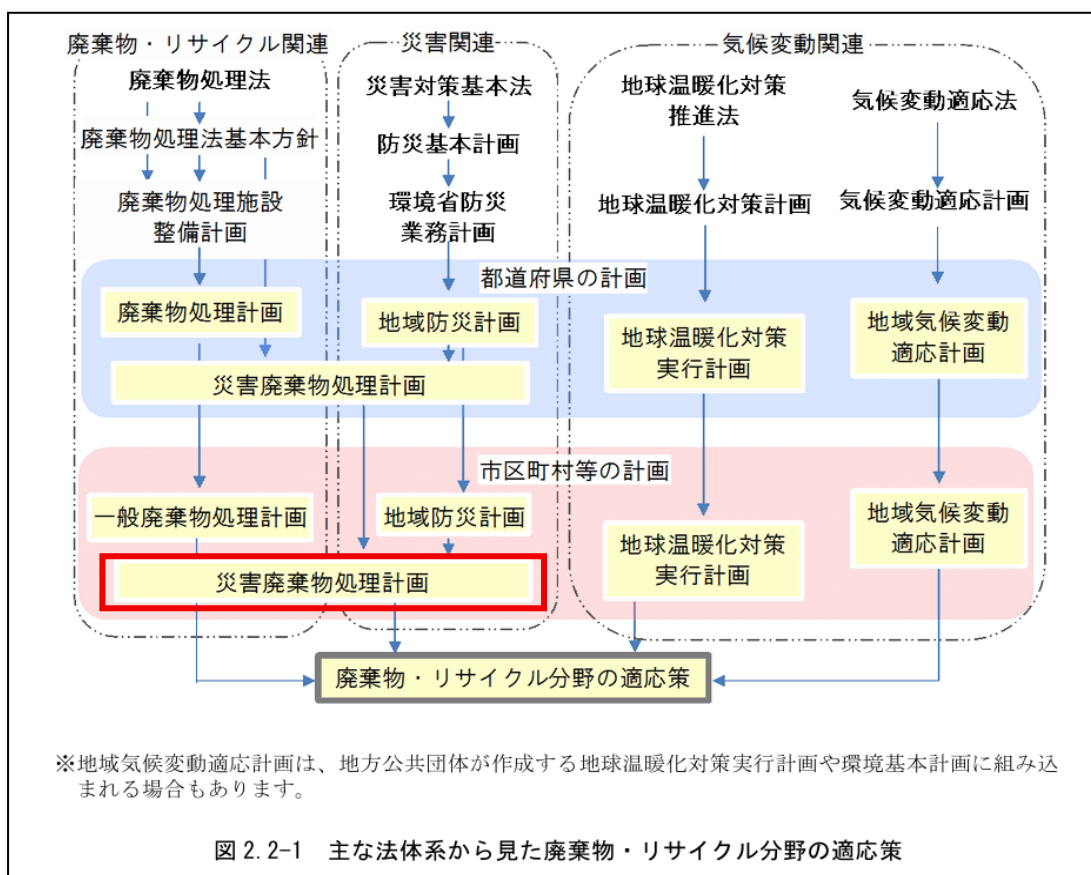


図 TF-1-5 災害廃棄物処理計画の法的位置

出典：地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン
令和元年12月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

(2) 手順2：災害廃棄物情報プラットフォームから抽出された自治体情報（概要）

このプラットフォームには、下図のように、都道府県、政令指定都市、中核市、その他市町村、一部事務組合で出されているものが記載されている。



図 TF-1-6 災害廃棄物処理計画策定自治体一覧
（出典：国立研究開発法人 国立環境研究所）

都道府県		
自治体名	計画名	策定期
北海道	北海道災害廃棄物処理計画	2018年3月
青森県	青森県災害廃棄物処理計画	2018年3月
岩手県	岩手県災害廃棄物対応方針 ※本指針は、国の示す都道府県災害廃棄物処理計画に該当するものです。	2016年3月
宮城県	宮城県災害廃棄物処理計画	2017年8月
秋田県	秋田県災害廃棄物処理計画 秋田県災害廃棄物処理計画（概要版） 秋田県災害廃棄物処理計画（資料編）	2018年3月

図 TF-1-7 都道府県レベルの災害廃棄物処理計画の記載例
(出典：国立研究開発法人 国立環境研究所)

政令指定都市以下についても上記同様に記載されている。ここから下記の 12 自治体を抽出し、それぞれの計画についてまとめることとした。

 01.横浜市災害廃棄物処理計画	 09.栃木県 災害時の廃棄物処理対応マニュアル
 03.岩手県災害廃棄物対応方針(抜粋)	 13.東京都災害廃棄物処理計画（概要版）
 04.宮城県災害廃棄物処理計画 資料編1	 13.東京都災害廃棄物処理計画
 04.宮城県災害廃棄物処理計画 資料編2	 14.神奈川県災害廃棄物処理計画の概要
 04.宮城県災害廃棄物処理計画 資料編3	 15.新潟県災害廃棄物処理計画
 04.宮城県災害廃棄物処理計画	 16.富山県災害廃棄物処理計画の概要
 06.山形県災害廃棄物処理計画の概要について	 19.山梨県災害廃棄物処理計画概要
	 22.静岡県災害廃棄物処理計画の概要
	 27.大阪府災害廃棄物処理計画(修正)資料編

図 TF-1-8 抽出した 12 自治体の災害廃棄物処理計画

(3) 手順 3：抽出された自治体における災害廃棄物処理計画の概要

図 TF-1-11 に示した 12 自治体の災害廃棄物処理計画の概要を俯瞰すると、全自治体とも「分別・減量」「最終処分の最小化」の共通戦略は根底にあるが「上流管理（分別や減容化）」「資源化」「広域連携」においてそれぞれ特徴や違いが確認できる。12 自治体の災害廃棄物処理計画を 6 つのカテゴリーに分類し、表 TF-1-5 にまとめる。

表 TF-1-5 自治体の災害廃棄物処理計画のカテゴリー

カテゴリー		特 徴	該当自治体
1	上流管理重視型 (搬入制限・入口管理徹底型)	仮置場での厳格な選別 中間処理(焼却・破碎)による減量化 最終処分は残渣のみ	横浜市、栃木県、東京都 神奈川県、山梨県
2	リサイクル・資源化型 (最終処分極小化)	高い再資源化率(80%以上の事例あり) 復興資材・セメント原料として活用 最終処分は非再生物のみ	岩手県(再生利用約88%) 宮城県(約8割再資源化) 静岡県
3	広域連携・調整型 (広域ネットワーク活用)	県がコーディネーター役 他自治体・他県・民間施設を統合 相互支援・委託・代行処理	山形県、神奈川県、新潟県 静岡県、山梨県
4	ハード+ソフト融合型 (インフラ+制度・事務処理面整備)	施設リスト・容量管理・モニタリング・記録管理 法的特例・補助金スキーム 事務処理マニュアル整備	宮城県、新潟県、大阪府
5	自域処理+補完型 (自前+外部委託)	自治体内処理が基本 不足時は広域連携・民間委託 ※海面処分場など大型施設あり	横浜市、東京都
6	地域特性対応型 (ローカルリスク重視)	積雪・水資源・津波など固有課題に対応 処理フローが地域条件で最適化	富山県(雪害・水資源) 静岡県(津波堆積物)

それぞれの自治体における災害廃棄物処理計画の概要は、本報告の添付資料-1を参照願いたい。いずれも災害廃棄物処理計画の「概要⇒特徴⇒体制⇒その他⇒課題⇒結論(展望)」の流れでまとめられている。

(4) 手順4：手順3の各自治体概要からの結論抽出

手順3でまとめられた各自治体の災害廃棄物処理計画の概要から、結論を以下に抽出した。

① 01. 横浜市災害廃棄物処理計画

横浜市の計画は、自前の海面処分場という強力な基盤を持ちつつも、それに依拠しすぎず、中間処理による徹底した「減量化」と「仮置場での選別」を前提とした実効性の高いものとなっている。最終処分場の延命を最優先課題に据えることで、長期にわたる復興プロセスの安定性を担保する方針が明確である。

② 03. 岩手県災害廃棄物対応方針(抜粋)

岩手県の方針は、東日本大震災での「618万トン(一般廃棄物14年分)」という膨大な処理実績に裏打ちされている。最終処分場を「捨てる場所」としてではなく、「再生不可能なもののみを管理する場所」と定義し、そこに至るまでの高度な選別プロセスをシステム化している点に、自治体の準備状況としての特徴がある。

③ 04. 宮城県災害廃棄物処理計画 資料編1

宮城県の準備状況は、過去の膨大な処理実績に基づき、ハード(施設一覧・候補地)とソフト(法的特例・協定・モニタリング基準)の両面から最終処分を管理する体制となっている。特に、最終処分場の容量不足を前提とした「資源化への強力な誘導」と、緊急時の「法的・組織的バックアップ」の双方が計画に組み込まれている点が特

徴である。

④ 04. 宮城県災害廃棄物処理計画 資料編 2

本資料から読み取れる自治体の準備状況は、単なる「物理的な処分場の確保」に留まらず、それを維持・運営するための「財政的裏付け（補助金申請）」と「迅速な復旧プロセス（施設復旧）」の準備に重点が置かれている。各自治体においては、物理的な受入検討に加え、本マニュアルに基づく事務的なフロー（記録管理、報告体制、法的要件の確認）を日常時からシミュレーションしておくことが、災害時の安定した受入体制を担保するために必要不可欠である。

⑤ 04. 宮城県災害廃棄物処理計画 資料編 3

宮城県の記録から読み取れる準備状況の核心は、「最終処分場への直接投入を回避する仕組みの構築」にある。発災直後の法的特例要請、仮置場での徹底選別、そして資源化による最終処分場延命という一連の流れを日常時からシミュレーションし、民間や他自治体との連携協定を締結しておくことが、自治体が災害廃棄物を受けるための不可欠な準備であると結論付けられる。

⑥ 04. 宮城県災害廃棄物処理計画

宮城県の準備状況は、過去の震災経験に基づき、物理的な処分場の確保だけでなく、「いかに最終処分場へ持ち込む量を減らすか」というマネジメントに主眼が置かれている。各自治体には、既存施設の維持管理に加え、民間や他自治体との多重的な連携ネットワークを構築しておくことが、安定した受入体制の担保に繋がると結論付けられる。

⑦ 06. 山形県災害廃棄物処理計画の概要について

山形県の準備状況は、県が広域的な調整役（コーディネーター）を担い、市町村の施設能力と民間リソースを統合して最終処分にあたる体制となっている。特に、最終処分場の逼迫を防ぐための「仮置場での選別支援」と、被災自治体の事務・技術負担を軽減するための「県による直接支援・モニタリング」が、安定した受入準備の柱として機能している。

⑧ 09. 栃木県 災害時の廃棄物処理対応マニュアル

栃木県のマニュアルから読み取れる準備状況は、「最終処分場を保護するための上流工程（分別・中間処理）の管理」に主眼が置かれている。各自治体においては、物理的な処分容量の確保だけでなく、民間業者や近隣自治体との協定、および補助金申請を見据えた事務フローの整備が、安定した受入体制を担保する鍵であると結論付けられる。

⑨ 13. 東京都災害廃棄物処理計画（概要版）

東京都の準備状況は、首都直下地震という未曾有の災害を想定し、「限られた最終処分場を守るための徹底した上流管理」と「自治体の枠を超えた広域合同処理体制」を軸

としている。各自治体においては、自前の処分場確保のみならず、都が示す「合同処理」の枠組みや、民間との連携、さらには水害等の多様なリスクに対応した計画の策定が重要であると読み取れる。

⑩ 13. 東京都災害廃棄物処理計画

東京都の準備状況は、未曾有の災害廃棄物発生量を前提とし、「最終処分場を最後の砦として守るための徹底した上流管理（選別・中間処理）」と「自治体の枠を超えた広域的な合同処理体制」の二段構えとなっている。各自治体においては、自前の最終処分場維持だけでなく、都の広域調整枠組みや民間連携を前提とした実効性の高い計画運用が求められている。

⑪ 14. 神奈川県災害廃棄物処理計画の概要

神奈川県の準備状況は、過去の教訓と国の指針を統合し、「県による広域調整」と「市町村による徹底した減量化・選別」を軸とした体系的なものとなっている。特に、最終処分場の逼迫を回避するため、リサイクルを最大化し、計画的な処理フローを構築することが、自治体の受入準備における核心であると読み取れる。

⑫ 15. 新潟県災害廃棄物処理計画

新潟県の準備状況は、物理的な施設確保（ハード）と、選別・広域調整・財政支援（ソフト）が一体となった体系的なものとなっている。特に、過去の地震被災経験から、最終処分場の早期復旧と、上流工程（仮置場）での管理が最終処分の成否を分けるという認識が計画全体に反映されている。

⑬ 16. 富山県災害廃棄物処理計画の概要

富山県の準備状況は、物理的な施設確保に加え、「積雪」や「水資源保護」といった地域特性を管理プロセスに組み込んでいる点に特徴がある。最終処分場を「最後の受け皿」として機能させるため、仮置場での徹底選別、民間・県外への広域連携、そして日常時からの訓練による組織対応力の強化が三位一体となって計画されている。

⑭ 19. 山梨県災害廃棄物処理計画の概要

山梨県の準備状況は、「最終処分場を保護するための分別・中間処理の徹底」と「県による強力な広域調整」を軸としている。特に、内陸部の限られた処分容量を有効活用するため、リサイクルを最大化しつつ、県外や民間施設への外部委託を円滑に移行するための準備に重点が置かれている。

⑮ 22. 静岡県災害廃棄物処理計画の概要

静岡県の準備状況は、「最終処分場を最後の砦として守るための重層的な選別フロー」と「県による代行処理（事務委託）を視野に入れた強力なバックアップ体制」に特徴がある。各自治体においては、自前の処分場確保のみならず、資材化（リサイクル）による出口戦略の多角化と、県や民間との連携協定の実効性を高めておくことが不可

欠であると読み取れる。

⑩ 27. 大阪府災害廃棄物処理計画(修正)資料編

大阪府の準備状況は、「既存の最終処分インフラの徹底したリスト化」と「中間処理を介した埋立量抑制のプロセス」が高度に具体化されている点に特徴がある。特に、受入調査票の整備や民間団体との協定、広域的な調整経路の確保は、発災時の最終処分場不足という課題に対する実効的な備えとして機能していると評価できる。

(5) 手順5：各自治体の計画書を総括した中間まとめ

各自治体の災害廃棄物処理計画書を総括する形として、下記 a～k の項目についてまとめることで、今後の災害廃棄物処理に対する課題解決に向けての取り組みや展望を把握することができる。

- a. 災害廃棄物処理における「最終処分場」を軸とした今後の展望
- b. 災害廃棄物対策指針に基づく今後の展望：持続可能な復旧・復興インフラの構築
- c. 水害廃棄物対策における施設強靱化と上流管理の展望
- d. 南海トラフ巨大地震を見据えた災害廃棄物対策：超広域連携とデジタル管理の展望
- e. デジタル・気候変動適応を見据えた災害廃棄物管理の高度化：今後の展望
- f. 災害廃棄物対策における最終処分体制の今後の展望
- g. 災害廃棄物処理と最終処分場の在り方：今後の展望
- h. 災害廃棄物処理の完結に向けた今後の展望：多層的な「出口」の確保と動的管理
- i. 災害廃棄物対策の今後：最終処分場を核とした「広域・循環型ネットワーク」構築
- j. 災害廃棄物処理、最終処分体制の今後の展望：多層的「出口」確保と広域連携進化
- k. 災害廃棄物処理における次世代型最終処分マネジメントの展望

a. 災害廃棄物処理における「最終処分場」を軸とした今後の展望

1. 災害廃棄物の「最後の砦」としての最終処分場守護の徹底

各自治体の計画に共通する最優先事項は、最終処分場を単なる「捨て場」ではなく、「再生不可能なもののみを管理する最後の砦」と再定義することである。

- **上流管理の高度化**：仮置場での徹底した選別と中間処理による「減量化」を前提とし、直接投入を回避する仕組みをさらに強化する必要がある。
- **延命化の戦略的運用**：物理的な容量確保には限界があるため、資源化（資材化）による出口戦略を多角化し、処分場の延命を最優先に据えたマネジメントが不可欠となる。

2. 広域連携と「公・民」協力体制の深化

大規模災害時には一自治体の処理能力を超えることが前提となるため、枠組みを超えた連携が展望の柱となる。

- **多層的なネットワーク構築**：近隣自治体や民間業者との連携協定を、単なる書面上の合意から実効性の高い「合同処理体制」へと深化させることが求められる。
- **都道府県による調整機能の強化**：市町村負担（事務・技術・財政）を軽減するた

め、広域的なコーディネーターとしての県の役割（代行処理やモニタリング）がより重要となる。

3. ハード・ソフト・事務が一体となった「受入準備」

物理的な施設の確保（ハード）に加え、それを動かすための組織体制と事務フロー（ソフト）の日常時からの習熟が鍵を握ると考えられる。

- **事務プロセスのシミュレーション**：補助金申請、記録管理、法的特例の要請といった事務的フローを日常時からトレーニングし、発災直後の迅速な初動を担保する必要がある。
- **地域特性の反映**：雪害対策や水資源保護など、地域の地理・気候特性に応じた独自の管理プロセスを計画に組み込むことが、実効性を高めるポイントとなる。

結論

今後の災害廃棄物対策は、「処分場の確保」から「処分場へ持ち込ませないマネジメント」へと完全にシフトしていくべきである。物理的インフラ、民間との協定、そして事務的な即応力の三位一体を構築することが、持続可能な復旧・復興を支える社会基盤（ソーシャルインフラ）としての安定性に直結する。

b. 災害廃棄物対策指針に基づく今後の展望：持続可能な復旧・復興インフラの構築

1. 最終処分場を「有限な公共資源」と捉える意識改革

今後の災害廃棄物対策では、最終処分場は単なる廃棄物の埋立場所ではなく、復旧・復興を支えるための「有限な公共資源」として位置づけられる。

- **「最後の砦」としての死守**：最終処分場を保護するために、仮置場や中間処理といった上流工程での徹底した分別・選別プロセスを構築し、処分場への負荷を最小化することが不可欠である。
- **容量管理の核**：最終処分を単なる作業ではなく、広域連携と徹底選別を組み合わせた「容量管理」の最適化として運用していく必要がある。

2. 「多層的な出口戦略」による強靱性の確保

自前施設の確保だけでなく多様なリソースを組み合わせた多重的处理ネットワークの構築が展望の柱となる。

- **広域的な出口の共有**：自治体の境界を越え、地域ブロック単位での処分容量の共有や、広域支援を組み合わせた多層的な出口を確保することが求められる。
- **民間・産廃施設の積極活用**：民間施設との連携に加え、大規模災害時には法的特例を活用した産廃施設の柔軟な活用を計画に組み込むことが重要である。

3. 実効性を担保する「制度と運用」の再構築

計画を策定するだけでなく、発災時に即座に機能させるための実務的な準備を深化させる必要がある。

- **法的・組織的枠組みの整備**：日常時から法的特例や支援スキーム、支援協定の実効性を高め、被災時でも機能を維持・代替できる組織体制を再構築しなければならない。
- **処理システムの継続的な再点検**：巨大地震や集中豪雨の頻発化を見据え、自らの処理システムを常に点検し、実効性の高い計画へと更新し続ける姿勢が自治体に

求められる。

結論

今後の展望は、最終処分場を「点」ではなく広域的な「ネットワーク」として捉え直すことにある。上流工程の徹底管理と、公・民・広域の連携による「多重的な出口」の確保を両立させることで、いかなる災害時にも揺るがない強靱な災害廃棄物処理体制の確立を目指すべきである。

c. 水害廃棄物対策における施設強靱化と上流管理の展望

1. 水害特性に適応した「重層的な選別体制」の構築

水害廃棄物は、汚泥や水分を多量に含むという特有の性質があるため、これらが最終処分場に直接流入することを防ぐ上流工程の強化が展望の柱となる。

- **特性に応じた徹底選別：**汚泥や水分を含んだ家財など、水害特有の廃棄物特性を考慮した仮置場での戦略的な選別・管理体制を構築する必要がある。
- **最終処分場の負荷軽減：**重層的な選別プロセスをシステム化し、最終的な「出口」である最終処分場を保護し、その機能を維持し続ける準備が求められる。

2. ハード・ソフト両面による「施設の強靱化」

浸水や損壊といった物理的リスクに対し、施設そのものを守る対策と、被災を前提とした代替案の両立が不可欠である。

- **物理的防護と脆弱性評価：**浸水被害を想定した処理施設の物理的防護（ハード対策）を講じるとともに、日常時から自社施設の脆弱性を適正に評価しておくことが重要である。
- **代替ルートの事前確保：**自施設が被災し機能停止することを前提に、地域防災計画と整合した広域連携体制や代替処理ルート（ソフト対策）を二段構えで構築しておく必要がある。

3. 災害復旧を支える「広域ネットワーク」と制度理解

単一自治体での対応には限界があるため、外部リソースの活用と公的制度の習熟が迅速な復旧を左右する。

- **広域連携の戦略的運用：**日常時から自治体間の広域連携ネットワークを構築し、災害時にはこれを実効的に運用して処理能力を補完し合う体制が求められる。
- **復旧制度の確実な理解：**迅速な施設復旧と安定した受入体制を担保するため、災害復旧制度などの法的・財政的な支援スキームを正しく理解し、計画に反映させておくことが不可欠である。

結論

水害時における廃棄物対策の展望は、「施設の物理的強靱化」と「廃棄物特性に応じた柔軟な運用」の統合にある。最終処分場を「最後の砦」として守り抜くために、ハード面での浸水対策と、ソフト面での広域的な代替ルート確保を一体的に推進することが、災害に強い資源循環システムの確立に繋がる。

d. 南海トラフ巨大地震を見据えた災害廃棄物対策：超広域連携とデジタル管理の展望

1. 発生抑制を起点とした「多層的な処理フロー」の構築

甚大な被害が想定される大規模地震においては、発生した廃棄物をどう処理するかだけでなく、発生そのものを抑える対策が重要となる。

- **耐震化による発生抑制**：住宅や公共インフラの耐震化を促進することで、災害廃棄物の発生量そのものを抑制し、最終処分場への負荷を根本から低減させる必要がある。
- **戦略的備蓄容量としての管理**：最終処分場を復旧の停滞を招かないための「戦略的備蓄容量」と位置づけ、中間処理の徹底による埋立量の最小化を追求しなければならない。

2. 「全国・地域ブロック単位」での広域出口戦略

一自治体の枠を越え、官民や地域を越えた多重的ネットワーク構築が不可欠である。

- **全国規模の共同利用と多重化**：自前の処分場確保に留まらず、全国規模や地域ブロック単位での最終処分場の共同利用、および民間施設への委託を前提とした「多層的な出口」を確保することが喫緊の課題である。
- **広域調整機能の強化**：広域連携を円滑に機能させるため、日常時から自治体間調整能力を高め、官民連携を強化した受入体制を構築しておくことが求められる。

3. デジタル技術（DX）による処理の最適化と可視化

物理的なインフラを情報の網でつなぎ、リアルタイムで管理・最適化する次世代の管理体制が展望の鍵となる。

- **情報の神経網としてのデジタル基盤**：デジタル技術を活用して最終処分場の残余容量や処理状況をリアルタイムで把握し、広域連携を支える「情報の連絡網」を構築する必要がある。
- **データの標準化とレジリエンス**：迅速な復旧を実現するため、自治体間でのデータ標準化を進めるとともに、大規模災害時でも機能する回復力の高い情報通信基盤を日常時から整備しておくことが不可欠である。

結論

南海トラフ巨大地震のような超広域災害に対する今後の展望は、「物理的な施設防護」と「デジタルによる情報管理」の融合、そして「発生抑制」から「全国規模の広域連携」までを統合した包括的戦略への移行にある。最終処分場を社会経済活動の早期復旧を支える「復興インフラ」と定義し、日常時から官民・広域のネットワークを情報の網で最適化し続ける体制構築が、自治体にとって最大の備えとなる。

e. デジタル・気候変動適応を見据えた災害廃棄物管理の高度化：今後の展望

1. 「データ基軸」による物理的限界の補完と最適化

物理的な最終処分容量には限界があることを前提に、デジタル技術をインフラの基盤として活用する戦略への転換が求められる。

- **インフラとしてのデジタル基盤**：デジタル技術を基軸とし、地域や組織の壁を越えてデータをシームレスに連携・活用できる基盤を日常時から構築することが極めて重要である。
- **データの最適運用**：物理的な処理能力の限界を、データの最適運用によって補完

する仕組みを構築する必要がある。

2. 「攻めと守り」の両輪による施設運用

自前施設の強靱化という「守り」に加え、広域的ネットワークを戦略的に活用する「攻め」の姿勢を両立させることが展望の柱となる。

- **施設自体の強靱化**：浸水や損壊から施設を物理的に保護する「守り」の対策を継続的に強化する必要がある。
- **広域ネットワークへの組み込み**：自前の処分場管理に留まらず、広域的な物流・情報ネットワークの中に最終処分機能を組み込み、容量を有効活用する「攻め」の計画整備が求められる。
- **戦略的終着点としての管理**：最終処分場を単なる受け皿ではなく、分別・焼却・再資源化という一連の処理システムを最適化するための「戦略的終着点」として管理することが不可欠である。

3. 気候変動適応としての「脱・埋立」と多重化

激甚化する気候変動リスクを前提に、最終処分への依存そのものを低減させる適応策を推進する必要がある。

- **最終処分依存度の低減**：気候変動による災害リスク増大を前提とし、高度な選別・再資源化による「埋めない処理」を確立することが不可欠である。
- **出口の多重化と適応策**：自前の施設保護に加え、広域的な連携による「出口の多重化」を気候変動適応策の柱として推進していく必要がある。

結論

今後の災害廃棄物対策は、物理的なインフラ整備から「デジタル・物流・資源循環が統合されたインテリジェントな管理体制」へと進化させるべきである。自治体には、自前の施設を死守しつつ、地域を越えたデータ連携と「埋めない処理」を徹底することで、気候変動リスクにも耐えうるレジリエンスの高い処理システムを構築する実行力が求められている。

f. 災害廃棄物対策における最終処分体制の今後の展望

1. 「自前主義」から「広域・多層的な出口戦略」への完全移行

これまでの自治体単独による施設確保から、国・自治体・民間のリソースを統合した広域ネットワークへの移行が加速する。

- **専門支援機能の活用**：国が整備を進める「専門支援機能」を核とし、非常時の際に外部の専門性を迅速に引き出せる受入体制（レセプタビリティ）の構築が不可欠となる。
- **出口の多重化**：自前の処分場を「最後の砦」として死守しつつ、地域ブロック単位での共同利用や民間施設、国の特例制度を組み合わせた多層的な「出口」の確保が標準となる。

2. 「物理的スペース」から「インテリジェント・システム」への再定義

最終処分場を単なる埋立地ではなく、分別・選別・デジタル管理が統合された高度な処理システムの一部として機能させることが求められる。

- **上流管理の徹底とシステム化**：仮置場での徹底選別、焼却・破碎による減量化、

資材化（リサイクル）をシステム化し、最終処分場への直接投入を回避して延命化を最大化するマネジメントが主流となる。

- **デジタルによる最適運用**：物理的な容量の限界を、デジタル技術による情報管理と最適運用によって補完し、広域的な処理フローをシームレスに連携させる体制へと進化する。

3. 法的・事務的レジリエンスの強化

物理的な施設など（ハード）の強靱化に加え、それらを動かすための制度の活用や事務フロー（ソフト）の習熟が、受入体制の成否を分ける鍵となる。

- **特例措置の事前組み込み**：発災直後の法的特例要請や補助金申請、記録管理といった事務的フローを日常時からシミュレーションし、法定計画に明確に位置付けておくことが重要である。
- **地域特性とリスクの統合**：雪害や水資源保護などの地域固有の制約、および気候変動による災害激甚化を前提とした、実効性の高い実行計画整備を加速させる。

結論

今後の展望は「最終処分場をいかに確保するか」という視点から、「限られた処分容量を、広域・デジタル・専門支援の網でいかに戦略的に使いこなすか」という高度なマネジメントへの転換にある。自治体には、所管施設を強靱化すると同時に、国や他自治体、民間との「動的な連携ネットワーク」の中に自らの機能を組み込んでいく柔軟な姿勢が求められている。

g. 災害廃棄物処理と最終処分場の在り方：今後の展望

1. 現状の総括と自治体の責務

近年の大規模災害の頻発により、わが国は常に甚大なリスクに直面している。これに対し、自治体には最終処分場を単なる「廃棄物の受け皿」として捉えるのではなく、資源循環と広域連携ネットワークの重要な一機能として再定義することが求められている。日常時からの実効性のある「実行計画」の整備は、もはや不可欠な基盤である。

2. 戦略的マネジメントの重要性

今後の対応方針の核となるのは、物理的なスペースの確保に留まらない「戦略的な負荷管理」である。具体的には、以下の二点が重要となる。

- **分別の徹底と資源化**：徹底した分別により最終処分場への流入量を抑制し、埋立容量を実質的に「出口」として最大化させること。
- **広域連携の多層化**：自治体単独の処理能力の限界を正しく認識し、日常時から広域的な支援・受入ネットワークを構築しておくこと。

3. ハードからソフトへ：実効性の検証と人材育成

計画の策定段階から、訓練を通じた「実効性の検証」へとフェーズを移行させる必要がある。非常時の際、迅速に出口（処分先）を確保できるかどうかは、以下のソフト面の充実に懸かっている。

- **マネジメント能力の向上**：研修を通じて培われた職員の判断力や調整力が、災害対応の成否を分ける決定的な要因となる。
- **継続的な教育訓練**：計画を「動くもの」にするための教育・研修を定例化し、組

織としての対応力を底上げすることが求められる。

結論：将来に向けたレジリエンスの構築

今後の展望として、最終処分場は単なるインフラではなく、地域防災と資源循環を繋ぐ「戦略的拠点」へと進化すべきである。物理的な施設整備（ハード）と、職員のマネジメント能力および広域連携体制（ソフト）を両輪で強化することで、いかなる大規模災害においても停滞しない廃棄物処理システムの構築が期待される。

h. 災害廃棄物処理の完結に向けた今後の展望：多層的な「出口」の確保と動的管理

1. 最終処分負荷の戦略的コントロール

今後の自治体運営において、最終処分場の延命と災害時のパンク防止を両立させるための「負荷管理」が最優先課題となる。

- **徹底した選別と資源循環：** 解体から処分までのプロセスにおいて徹底した選別を行い、最終処分場への直接投入を最小化することで、限られた埋立容量を戦略的に温存する必要がある。
- **リードタイムの短縮：** 事務手続きの円滑化や法的・事務的障壁の解消を日常時から検討し、発災から最終処分に至るまでのリードタイムを短縮することが、地域全体の復興スピードに左右する。

2. 官民・広域連携による「動的な処分体制」への移行

自前主義の限界を打破し、非常時の際に「出口」を柔軟に切り替え・拡張できる体制の構築が不可欠である。

- **多重的な協力ネットワーク：** 自治体間の広域連携に加え、民間事業者との協力関係を日常時から具体化し、官民一体の多層的な受入体制を整備すべきである。
- **動的な管理スキーム：** 自らの施設の強靱化を前提としつつ、外部リソースや制度的な特例措置を組み込み、状況に応じて処分先を最適化する「動的な管理」への移行が求められる。

3. 法的根拠に基づく体制の強化と外部支援の活用

計画の実効性を担保するため、制度的な枠組みの活用が今後の鍵となる。

- **法定計画への位置付け：** 災害廃棄物対策を単なる努力目標に留めず、日常時から「法定計画」として明確に位置付けることで、実行力のある備えを確立する必要がある。
- **専門支援機能の最大活用：** 国が整備を進める専門支援機関や特例制度を、計画段階からあらかじめ組み込んでおくことで、大規模災害時における専門的な調整能力を確保することが重要である。

結論：持続可能な地域インフラとしての最終処分場

今後の展望として、最終処分場は単なる「終着点」ではなく、資源循環の「調整弁」および「災害レジリエンスの拠点」として機能すべきである。ハード面の強靱化と、日常時からの法的・組織的な備え（ソフト面）を両輪で進めることで、いかなる大規模災害においても廃棄物処理を完結させ、迅速な復旧を支える社会基盤の構築が期待される。

i. 災害廃棄物対策の今後：最終処分場を核とした「広域・循環型ネットワーク」の構築

1. 最終処分場の役割の再定義：単なる埋立から「調整弁」へ

今後の自治体対応方針において最も重要な転換点は、最終処分場を「ネットワークの終着点」として管理することにある。

- **負荷の最小化**：徹底した分別の実施により、最終処分場への直接投入を減らし、施設の延命を図ることが前提となる。
- **資源循環の拠点化**：最終処分場を単なる廃棄物の受け皿とせず、日常時から資源循環を停滞させないための「スタビライザー（安定化装置）」として機能させることが求められる。

2. 「自律」と「連帯」を両立させるグランドデザイン

巨大災害発生時には、単独自治体の処理能力を遥かに超える廃棄物が発生する。これに対処するためには、以下の二段構えの体制構築が不可欠である。

- **自治体の準備**：各自治体は自ら設置・管理する施設の限界を正確に把握し、日常時から具体的な対応方針を策定しておく必要がある。
- **広域連携の具体化**：自治体間の相互支援体制を単なる「理念」に留めず、発災時に即座に機能するレベルまで具体化しておくことが、対策の成否を分ける。

3. 社会インフラとしての「循環型最適化」への展望

最終的な展望として、最終処分場は以下の3つの要素を統合した「社会インフラ」へと進化すべきである。

- **脱炭素化とエネルギー供給**：廃棄物処理プロセスにおけるエネルギー回収や、敷地の高度利用を通じた再生可能エネルギーの供給拠点としての役割。
- **災害レジリエンス**：大規模災害時においても、地域の衛生環境を維持し、迅速な復旧・復興を支えるための強靱な受け入れ体制の確保。
- **地域共生**：環境保護と安全性を担保した上で、地域社会の持続可能性を支える基盤施設としての信頼獲得。

結論

今後の災害廃棄物対策のグランドデザインは、個別の処理技術の向上にとどまらず、「日常時の資源循環」と「緊急時の災害対応」をシームレスにつなぐネットワークの構築にある。自治体が主体となり、広域的な視点で最終処分場を核としたシステムを最適化していくことが、持続可能な社会の実現に向けた核心的な道筋となる。

j. 災害廃棄物処理、最終処分体制の今後の展望：多層的「出口」確保と広域連携進化

近年激甚化する自然災害に対し、廃棄物処理の「出口」である最終処分場の確保は、地域の復旧・復興を左右する最重要課題となっている。各検討資料から読み取れる今後の展望は、従来の「自前主義」を脱却し、制度・技術・連携の三層でレジリエンスを高める方向に集約される。

1. 制度的枠組みの強化：日常時からの「法定計画」への組み込み

今後の自治体運営において、災害廃棄物対応は「非常時の臨時対応」ではなく「日常時からの制度設計」へと移行すべきである。

- **法定計画の高度化**：各自治体の廃棄物処理計画において、民間施設の活用や広域連携をあらかじめ位置付けることが不可欠となる。
- **特例措置の活用**：国が検討を進める認定制度や事務円滑化のための特例措置を柔

軟に計画に組み込み、非常時の際の迅速な意思決定を可能にする体制を整える。

2. 戦略的ネットワークの構築：「受援力」と広域連携の最大化

自治体単独の処理能力には限界があるという認識に立ち、他自治体や民間事業者との「動的な連携」が鍵となる。

- **自前主義からの転換**：自前施設の強靱化を図る一方で、他自治体や民間施設へ迅速に廃棄物を繋ぐための「受援力（支援を受ける力）」を強化する。
- **多層的な出口の確保**：広域的な連携ネットワークと民間施設の認定制度を組み合わせることで、最終処分先を多層的に確保し、処理フローの停滞を防ぐ。

3. 技術とシステムの革新：資源循環型モデルへの昇華

最終処分場を単なる「埋立地」としてではなく、高度な選別や再生利用を伴う「資源循環ネットワークの終着点」として再定義する動きが加速する。

- **デジタル技術の導入**：デジタル技術を用いた早期の廃棄物量推計や、高度な選別システムの活用により、埋立量の抑制と処理の迅速化を両立させる。
- **事前復興の視点**：再生資材活用を前提とした(事前)復興計画を策定し、廃棄物を「負の遺産」から「復興の資材」に転換させる循環モデルの構築が求められる。

4. 専門支援機能の活用：事務・技術の補完体制

自治体のリソース不足を補うため、専門的知見を持つ外部機関との連携が常態化。

- **外部リソースの柔軟な活用**：国の専門支援機能や技術検討WGなどの成果を活用し、事務手続きの効率化と技術的課題の解決を図る。

結論

今後の自治体には、自らの施設の健全性を維持しつつ、制度的な特例や外部ネットワークを柔軟に組み合わせた「動的な最終処分体制」の構築が求められる。日常時から非常時の判断基準を明確にし、官民・広域が一体となったレジリエントな社会基盤を形成していくことが、将来の災害リスクに対する最適解となる。

k. 災害廃棄物処理における次世代型最終処分マネジメントの展望

激甚化する災害に対応するため、自治体の廃棄物処理方針は「自前での完結」から、デジタル技術と広域ネットワークを駆使した「戦略的マネジメント」へと進化することが求められる。

1. 「自前主義」からの完全脱却と広域受容体制の構築

将来の最終処分体制は、自治体単独の限界を前提とした設計へと移行する。

- **重層的なネットワーク**：専門支援機関をハブ（中核）とし、自前施設、他自治体、民間施設を組み合わせた重層的な最終処分ネットワークを構築する。
- **受援体制の具体化**：外部支援を「どのタイミングで」「どの施設へ」誘導するかという、高度な物流マネジメントを日常時の計画に定めておくことが不可欠。
- **処分先確保の手順**：処理が困難な廃棄物を含め、広域的に処分先を確保するための手順を日常時から確立する。

2. デジタル技術による戦略的物量管理

技術の進化により、最終処分のプロセスはより精緻で計画的なものへと変わる。

- **高精度な物量管理**：デジタル技術を活用して廃棄物量を正確に把握・管理し、戦

略的な最終処分マネジメントを実現する。

- **デジタル管理基盤の整備**：非常時の際に迅速に機能させるため、広域的な連携ネットワークを支えるデジタル基盤を日常時から構築しておくことが重要である。

3. 資源循環の徹底による「埋立負荷」の最小化

最終処分場の延命と環境負荷低減のため、分別の徹底がこれまで以上に重視される。

- **再資源化の両輪**：徹底した再資源化を推進し、最終的な埋立量を極限まで抑制。
- **最終処分負荷の軽減**：徹底した分別を行うことで、最終処分場にかかる負荷を物理的に軽減する体制を目指す。

4. 法定計画への統合と専門支援の活用

これらの新しい動きを実効性あるものにするため、制度面での裏付けが強化される。

- **法定計画への組み込み**：日常時からの一般廃棄物処理計画（法定計画）に、最終処分に関する詳細な情報や広域連携の枠組みをあらかじめ組み込む。
- **専門機能の常態化**：専門支援機関が持つ高度な知見や調整機能を、計画段階から積極的に活用することが標準となる。

結論

今後の展望は、「デジタルによる可視化」、「徹底した資源循環」、そして「専門機関を介した広域連携」の3軸を統合することにある。自治体は、自らの施設の維持管理という枠を超え、広域的な資源循環ネットワークの一翼を担う司令塔としての役割が期待される。

(6) 手順6：中間の取りまとめと次年度検討の方向性

① 情報部会中間の取りまとめ

手順5の各自治体の計画書を総括した「中間まとめ(a~k)」の内容を体系的に総括すると、以下のように大きく「5つの柱」に整理することができる。

【1】最終処分場は“最後の砦”であり、守るべき有限資源である

「最終処分場を単なる“捨てる場所”ではなく、再生不可能なもののみを管理する“最後の砦”と再定義する必要がある」そのための方向性は以下の通りである。

- 仮置場での徹底した選別（フィルター機能）
- 中間処理（焼却・破碎）による減量化の徹底
- 資源化（リサイクル・資材化）の最大化
- 直接埋立を極力避ける運用

【2】“広域連携”と“官民連携”を前提とした多層的な出口戦略

多くの自治体が共通して「自前主義から脱却し、広域・民間を含む多層的な出口を確保する必要がある」と結論づけている。そのポイントは以下のとおりである。

- 自治体単独では処理しきれない前提で計画する
- 県が“広域コーディネーター”として機能する
- 民間処分場・産廃施設の活用

- 他県との相互支援協定
- D. Waste-Net などの専門支援機能の活用

【3】ハード（施設）・ソフト（運用）・事務（制度）の三位一体の受入準備

「物理的な施設確保だけでなく、事務フローの習熟が受入体制の成否を分ける」
必要な準備として以下が挙げられている。

- 施設の強靱化（耐震化・浸水対策・電源確保）
- 被災時の迅速な復旧手順（査定資料の事前整理）
- 補助金申請・法的特例の理解と事務手順の訓練
- 環境モニタリング体制の整備
- 仮置場候補地の事前確保

【4】デジタル管理（DX）による“可視化”と“最適化”

「デジタル基盤を情報の神経網として活用し、最終処分場容量や処理状況をリアルタイムで把握する」ための方策として以下が挙げられている。

- 最終処分場容量・仮置場状況のリアルタイム管理
- 廃棄物量推計の自動化
- 広域連携を支えるデータ標準化
- 災害時でも機能する情報通信基盤の整備

【5】気候変動・水害・巨大地震を見据えた“次世代型マネジメント”

「水害廃棄物の特性に応じた重層的選別体制」「南海トラフ巨大地震では全国規模の出口戦略」が求められており、必要な視点として以下が挙げられている。

- 水害廃棄物（家財・汚泥）の特性に応じた選別
- 津波堆積物の資材化
- 耐震化・浸水対策の強化
- 全国規模の広域連携（ブロック単位の出口確保）

② 次年度の情報部会検討内容の方向性

①の総括を踏まえ、次年度に情報部会で検討すべきテーマを以下の5つに集約した。

【1】フェーズフリー情報パッケージの“標準フォーマット化”

今年度成果を踏まえ、次年度は実際に自治体などが使える形に落とし込む段階とし、作成すべき標準フォーマットとして以下を挙げた。

- 日常時情報（施設台帳・地形地盤・電源・排水）
- 非常時情報（被災判断基準・応急復旧手順・下流域保全）
- 仮置場運用シート
- 最終処分場の受入判断シート
- 広域連携・民間連携の連絡フロー

- 補助金申請・査定資料のテンプレート

【2】自治体の“情報のばらつき”を埋めるための最低限データセットの定義

災害廃棄物処理に関する各自治体の計画書は、内容・構成・詳細度において統一性が欠如しており、非常時における迅速な情報共有や広域連携対応に課題がある。これを是正し、一定の統一性を確保する観点から、計画様式や記載項目など、標準化を進めるうえでも、次年度では「最低限そろえるべき情報」を定義する必要がある。考えられる項目を以下に示す。

- 最終処分場の残余容量
- 仮置場候補地リスト
- 中間処理施設の処理能力
- 民間処分場の受入条件
- 広域連携先の一覧
- 施設の脆弱性評価（耐震・浸水）

【3】DX（デジタル管理）を前提とした情報体系の検討

被災自治体・事業者のデジタルデータは、復旧・復興・地域住民や企業への支援にも必要不可欠な情報インフラである。次年度はデジタルデータを活用した「情報の神経網」を実現するため、以下の検討が必要である。

- データ項目の標準化
- GIS での仮置場・最終処分場マッピング
- 容量管理のリアルタイム化
- 災害時の情報共有プロトコル(仕組み)
- デジタル版フェーズフリーパッケージ

【4】広域連携・民間連携の“実効性”を高める仕組みづくり

単に協定を締結するだけではなく「動く仕組み」を構築するために次のような項目が必要と思われる。

- 広域連携の発動条件
- 民間処分場の受入条件の標準化
- 県が調整役となる運用フロー
- 受援力（支援を受ける力）の評価指標
- 共同訓練の実施

【5】水害・巨大地震など“災害種別”に応じた情報体系の分岐設計

今年度の分析で、水害廃棄物と震災廃棄物は性質が大きく異なる事が明確になった。これを踏まえ、次年度は以下の情報体系について検討したい。

- 水害廃棄物専用フロー
- 津波堆積物の資材化フロー
- 巨大地震時の広域出口戦略
- 災害種別ごとの判断基準の整理

3.2 機能維持確認部会の活動

3.2.1 機能維持確認部会の活動の方向性

能登半島地震対応タスクフォースでは、被災施設の機能検査を「被災状況調査(最終処分場の健全性確認調査)」とした。「最終処分場の健全性確認調査」は実施時点において実施可能な「状況調査」に基づき提言を行うものあり、施設の健全性、施設の安全性を担保するものではなく、被災状況調査結果を踏まえて、施設管理者が施設の健全性改善を実施するものである。本タスクフォースの機能維持確認も、基本的なスタンスは被災状況調査と同様であるが、近年多発する様々な災害に対して最終処分場のどの機能の喪失が考えられるか、先発災害後の後発災害でどの機能が新たに喪失する可能性があるか、またその予防対策も含めた機能維持のための調査を行うことで、施設のレジリエンス性を高めることができると考えている。このような観点から、今年度は様々な災害に対して機能喪失の可能性がある施設・設備や、機能維持確認に必要な情報、機能維持確認の対応体制などについて検討する。

3.2.2 災害状況確認マトリックス

最終処分場の機能検査に関する知見ならびに各種資料を参考に、地震、火災、洪水、噴火(降灰)、土石流、土砂崩壊発生時などの様々な災害を想定し、施設被災の可能性と機能確認とを関連付けたマトリックスとして、「(仮称)災害状況確認マトリックス」を検討する。

機能確認はオープン型・被覆型最終処分場における各種施設を対象とし、表 TF-1-6 に起こり得る災害の種類と確認すべき処分場の設備、施設などについて(仮称)災害状況確認マトリックス(案)を示す。なお、能登半島の災害は、先発の地震災害と後発の豪雨災害という複合災害が特徴として挙げられるが、表 TF-1-6 に示された災害の先発・後発の組み合わせ如何では、被害状況が異なってくるものと考えられる。能登半島での災害やその他最近の複合災害の事例を参考に、複合災害による災害状況予測についても今後考察する必要があると思われる。

また表 TF-1-6 では浸出水処理施設の構成設備は割愛したが、今後必要に応じて浸出水処理施設の詳細についても、機能維持確認項目として追加することを検討したい。

表 TF-1-6 (仮称)災害状況確認マトリックス(案)

処分場の設備 / 災害の種類		災 害 の 種 類					
		地震	火災	洪水	噴火	土石流	土砂崩壊
オープン型最終処分場	貯留構造物	○	○	○	○	○	○
	遮水基盤	○	○	○	○	○	○
	遮水工	○		○	○		○
	保護マット	○	○	○	○	○	○
	遮水シート損傷(漏水)検知設備	○		○		○	○
	埋立ガス処理施設	○	○	○	○	○	○
	地下水関連施設	○		○		○	○
	浸出水集排水施設	○	○	○	○	○	○
	雨水集排水施設	○		○	○	○	○
	防災設備	○		○	○	○	○
	道路	○		○	○	○	○
被覆型最終処分場	被覆設備	○	○	○	○	○	○
	人工基盤	○		○		○	○
	場内環境管理設備	○		○		○	○
	安定化促進設備	○		○		○	○
	遮水設備	○	○	○	○	○	○
	搬入管理設備	○				○	○
	雪害対策						
浸出水処理施設		○		○	○	○	○

○:災害発生時に状況を確認すべき事項

3.2.3 機能維持確認に必要な情報

日常時から非常時に移行するに際し、被災の有無を早期に把握し、機能維持確認要否を判断するためには、日常時からの情報収集が必要不可欠である。令和6年度の能登半島地震タスクフォースの報告では、所管施設のビフォー・アフター情報の早期収集と被災状況の早期判定を提言した。今年度は、表TF-1-6の(仮称)災害状況確認マトリックスに示した災害の複合化も視野に入れ、機能維持確認に必要な情報・使用すべきツールなどを検討し日常時から非常時までの各フェーズで整理すべき情報について整理した。表TF-1-7にその結果を示す。

表TF-1-7 日常時・非常時において整理すべき情報

フェーズ		被災状況	機能確認	特記事項
日常時		災害瓦礫の広域連携についての状況確認 情報収集先や情報収集方法などを発信しておく		非常時の迅速な対応を促すために、日常時の提案も視野に入れる。
発災予報時		被災想定施設に関する情報収集		現地対応組織・現地派遣の検討
非常時対応	発災直後	国土地理院 HP 情報、防災 XView 情報、その他衛星画像等情報収集と収集情報の被災自治体等への発信		被災直後から現地の情報収集（施設周辺の被災状況も含む）に注力
	仮復旧時	被災状況のカテゴリー化「被災トリアージ」活用	施設の健全性を確認、必要に応じて応急対策検討	応急対処策等被災施設所管者への説明
	本復旧時	応急復旧が完了し、施設稼働再開	本復旧時の提言は施設の被災状況に応じて決定する。	機能検査を主体とした対応となる場合は、現地調査ではなく、機能検査となるような時期を選ぶ。

3.2.4 対応組織の在り方

機能維持確認の実施に向け、LSA として活動・対応可能な人材（個人の同意が前提）の名簿を作成し、災害発生時の対応の在り方について検討した。

LSA は、最終処分場の機能検査者をはじめ、産官学の様々な分野で活躍する専門家で構成されており、それぞれが協働することで、幅広く柔軟な対応が可能な特徴を有する組織である。とくに最終処分場の機能検査においては「機能検査者認定委員会」「機能検査普及専門委員会」「匠の会」が中心となって活動していることから、機能維持確認においても各委員会と連携し、非常時の機能状況確認に対応できる組織を作っておく必要がある。表 TF-1-8 は、機能維持確認に対応する人材の登録(案)を検討したものである。

表 TF-1-8 LSA の機能維持確認対応人材登録(案)

フェーズ		メンバー構成	特記事項
日常時		LSA 人材登録要請	LSA で対応可能な各種支援業務に関する情報発信
発災予報時		被災対応 TF メンバーへの協力要請	
非常時対応	発災直後	「視察調査団」を結成、現地派遣に向けての準備	被災調査地に関与していない人選
	仮復旧時	視察調査団を現地派遣	LSA による提言内容や活動費用については、提言部会によるアンケート結果との調性が必要
	本復旧時	通常の機能検査を前提とした人員構成	

3.2.5 (仮称)災害状況確認調査票について

被災施設の機能が維持されているか否かの確認では、令和6年度の能登半島地震対応タスクフォース報告書“4)施設被災状況の具体的な把握”“5)施設の機能復旧・修繕に向けて”で検討された「被災トリアージ」による被災状況のカテゴリー化と「被災カルテ」による施設の被災状況の全体像の把握が主体となる。これらを機能維持確認のための(仮称)災害状況確認調査票として整備する。なお、(仮称)災害状況確認マトリックス(案)に示したように、様々な災害に対して施設がどのように被災したかなど、被災状況が多岐にわたることから「被災トリアージ」「被災カルテ」とともに被災状況に応じて今後適宜修正が必要になると考えられる。

また機能維持確認では、被災状況確認のために遮水工のシート保護材や状況如何では遮水シートの部分切開が必要となる場合もあり、確認後の修復方法や遮水工保護方法など細心の注意を払って取り扱う必要がある。とくに土工の修復を伴う場合には、遮水工を強制的に切開する必要もあることから、遮水シートの切開場所は遮水シートの修復が容易となるよう配置しなければならない。また遮水シートは強度部材ではないため、修復方法の仕様や修復後の検査体制について、LSAとしてコメントを明記するとともに、被災施設の管理者に直接アドバイスすることも必要となる。

さらに、修復の記録(位置の特定・修復前の状況・修復方法・修復後の状況・検査結果など)を残すようにアドバイスすることも忘れてはならない。

1) トリアージ手法の導入

被災最終処分場については、トリアージ区分(「令和6年度報告書 3.4 提言部会の活動」参照)にしたがって、最終処分場被災状況カルテを作成する。

表TF-1-9 被災状況とトリアージ区分

被災状況	被災トリアージ区分
目視で損傷が認められる場合	レベル1～3
目視で損傷が認められない場合	レベル4～5

令和6年度報告書では、このトリアージについて図TF-1-8の5段階で区分した。

- ① レベル1・赤・危急性を要する被災状況

② レベル2・黄・危急性は無いが早急な対応を執らないと周辺環境悪化を招く

③ レベル3・緑・暫定的対応で周辺環境悪化は回避できるが最終的に恒久対策必要

④ レベル4・青・現時点では周辺環境悪化は無いと考えられるが、然るべき時点で機能検査を実施し健全性を確認する必要あり

⑤ レベル5・白・発災前同様の機能を有し、継続的施設運用可能、或いは被害無し

図TF-1-9 トリアージのカテゴリライズとレベル区分の考え方

これらカテゴリーの考え方については視認での評価を主体に検討されていたが、前述のように目視が不可能な埋立地内(埋立層内)や遮水工直下の状況、マンホールや集排水管内などの機能

確認においては、健全な設備の一時的な撤去も伴う場合がある。したがって、施設の機能そのものの健全性を評価の基準と考えた場合には、トリアージやレベル区分の考え方を再考する必要があるとも考えられる。

2) 最終処分場被災状況カルテの整備

「令和6年度報告書 3.4 提言部会の活動」では、日本環境衛生センター所管の廃棄物処理施設技術管理者による管理項目を参考に「被災カルテ」を提案した。機能維持確認においても、被災処分場のどの施設・設備に不具合があるかを明確にするために、このカルテを「最終処分場被災状況カルテ」として整備することを検討する。

「最終処分場被災状況カルテ」はオープン型最終処分場被災状況カルテおよび被覆型最終処分場被災状況カルテより構成されるが、内容についてはトリアージと同様に、機能維持確認に則したものに今後適宜修正する必要がある。令和6年度報告書で提案した被災カルテは、本報告の添付資料-2を参照願いたい。

3.2.6 情報・提言両分科会との連携・情報共有について

図 TF-1-1 の「災害に対するタスクフォース各部会の関り」でも示されているように、発災前から復旧フェーズに至るまでは、タスクフォースの3部会がともに関わることで、よりの確な被災自治体や事業者への対応が可能となる。

また復旧から復興に至るフェーズにおいては、機能維持確認は機能検査活動にシフトした対応となるが、発災後の対応情報や提言に対するフィードバックも含め、情報部会・提言部会と情報共有・連携を図りながら対応する必要がある。

3.3 提言部会の活動

3.3.1 提言部会の活動の方向性

提言部会では、将来発生が予想される首都圏直下・南海トラフ・茨城沖等の大規模震災、増加の一途をたどる異常気象災害やそれに伴う二次災害を前に、能登半島地域での対応の経験を踏まえ、LSAとして何をすべきだったか、何ができたかなど項目を洗い出し、今後、LSAとして災害が発生して最終処分場が被災した際にどのような活動が行えるかを整理、提言することを目的とした。

3.3.2 提言部会令和6年度の活動内容

令和6年度は提言部会のメンバー間において、過年度の能登半島震災対応の経験を踏まえて、どのような視点でのとりまとめが必要か、提言項目をどのように抽出するかなどの意見交換を行った。

提言部会メンバーから出された提言の視点について、現時点での案を表 TF-1-10 に示す。

表 TF-1-10 項目別の提言内容（案）

項目	内容
1. LSA としての基本スタンス	・ LSA は災害時において「自治体に寄り添う組織」 →「自治体に寄り添う」とはどのようなことか →組織として何が出来て、何が出来ないかを明確に →「専門的助言団体」としての立ち位置の明確化
2. 災害時行動原則の整理	・ LSA としての初動体制をどう考えるか →初動対応として可能なこと／可能でないこと（機能維持確認部会の確認票） →平時と有事時活動の連続性（フェーズフリー整理：情報部会と連携） →無償対応と有償対応の考え方の明示 →会員個人ではなく LSA 組織として対応する場合の条件整理
3. 提案に対する責任問題に対する整理	・ 技術的助言と意思決定責任の分離 →助言内容の位置づけ（あくまで判断材料の一つであり、単独解ではない） →想定外・不確実性の取扱いの統一方針 ※表現ルール（使う言葉／使わない言葉）
4. ①情報部会・②機能維持確認部会との連携	・ ①②との役割分担の確認 →それぞれの部会に関連することはそれぞれの部会にて整理
5. LSA 内部の課題整理（自己点検）	・ 人材（要員・分野・東京偏在）に係る課題 →時間的制約（災害時対応の限界） →組織運営・事務局体制の弱点克服への取り組み →法人会員・個人会員を問わず負担集中リスクの回避
6. 費用・制度面の課題と対応方針	・ 会費（法人・個人・NPO 補助）で賄う範囲の整理 →自治体等からの委託・契約のあり方明示 →災害対応時の財源確保（外郭団体等との連携） →公的事業・他団体との連携強化
7. 外部（自治体・国）への提言内容整理・発信	・ 自治体に対する災害への準備提言（計画・情報整備等） →国への制度的支援要請 →専門家団体（LSA 他）の災害時活用時の留意点提言

3.3.3 提言内容の抽出方法の検討

表 TF-1-10 に示す協議事項は、提言部会メンバーの限られた中での意見交換がメインであったため、令和 8 年度は最終処分場被災対応タスクフォースメンバーに対して、広く提言すべき事項について意見抽出を行うためにアンケート調査を行うこととし、アンケート調査票の作成を行った。図 TF-1-9、図 TF-1-10 にアンケート（案）を示す。

「最終処分場被災対応 TF（提言部会）」の 今後のとりまとめについて

提言部会の今後のとりまとめについては、以下に示すスケジュール・内容で進めるものとする。

1. 作業スケジュール

これまでの検討経緯を踏まえて、今年度も含めた 2 か年で作業内容を取りまとめる。

- 1 年目（2025 年度）：提言部会のメンバー間において意見交換を行い、LSA として最終処分場被災対応時における活動への意見を取りまとめる。
- 2 年目（2026 年度）：
1 年目に抽出した提言案を基に、さらに広く意見を収集するため、タスクフォースのメンバーを対象にアンケートを行い、TF として提言する案を取りまとめる。

2. 作業内容

上記の作業スケジュールに示す通り、まずは提言部会のメンバーから被災時における LSA の活動について、どのようなことが出来るか、どのようなことをすべきか、という観点で意見徴収を行う。

提言の範囲については、対外的なものから LSA 組織内部への提言も考えられることから、現時点で制限を設けることはせず、各メンバーの専門性を生かした提言を期待する。

また、これまで TF の内部の議論で出てきたいくつかの課題については、別途メンバーから意見徴収を行うこととする。

作業期間：2026 年●月●日（○）17：00 〆切

作業方法：別紙へ提言案を記載し、メールにてリーダー・提言部会長に提出する。

提言 1～4 について考えがある場合は（意見）にコメントを記載する。

それ以外の提言がある場合は、提言 5 以降に行を追加して記載する。

提出先：日本工営株式会社 庄司宛（a5261@n-koei.co.jp）

図 TF-1-10 提言部会アンケート案

最終処分場被災対応 TF における提言案

回答者：

提言案 1：基本コンセプトである「自治体に寄り添う LSA」とは何か？このコンセプトの具体化をして、メンバー間で共有する必要があるのではないか。

（意見）

提言案 2：災害が発生した際に、能登の災害のように LSA としてチームを派遣することもあるが、その際のコスト負担が課題の 1 つとしてあったことから、緊急時の活動費用について検討しておく必要がある。

（意見）

提言案 3：これまでに唯一活動した能登地方の被災時における活動の振り返りをしてはどうか。その際に出来たこと、出来なかったことを時系列で整理してとりまとめることによって、今後の活動の参考にもなる。

（意見）

提言案 4：被災時における LSA の活動への責任論の話題があったが、活動の責任論について整理しておく必要があるのではないか。非常時における活動なので契約などを締結しての活動は困難と思われるが、その状況下での活動におけるスタンスは共有認識を持つて置く必要があると考える。

（意見）

提言案 5：（その他何か提言案があれば記載のこと。）

提言案 6：

図 TF-1-11 提言部会アンケート案（別紙）

4. まとめと今後タスクフォースの活動

4.1 情報部会

抽出した自治体の災害廃棄物処理計画から以下の5つの柱が見えてきた。

- ・最終処分場は“最後の砦”であり、守るべき有限資源である
- ・“広域連携”と“官民連携”を前提とした多層的な出口戦略
- ・ハード＋ソフト＋事務の三位一体の受入準備
- ・DXによる“可視化”と“最適化”
- ・気候変動・水害・巨大地震を見据えた“次世代型マネジメント”

これを踏まえ、次年度の情報部会検討内容の方向性について、以下の5項目を挙げた。

- ・フェーズフリー情報パッケージの“標準フォーマット化”
- ・自治体の“情報のばらつき”を埋めるための最低限データセットの定義
- ・DXを前提とした情報体系の検討
- ・広域連携・民間連携の“実効性”を高める仕組みづくり
- ・水害・巨大地震など“災害種別”に応じた情報体系の分岐設計

次年度の情報部会では、今年度の「分析フェーズ」から一歩進み、“自治体や事業者がそのまま使えるフェーズフリー情報パッケージを完成させる年”とし、その実現化に向けて、以下の5項目を柱に据えることとする。

- 標準化（フォーマット）
- 体系化（情報構造）
- DX（デジタル管理）
- 広域連携（出口戦略）
- 災害種別対応（地震・水害）

そしてこの5つの柱で支えられることで、「日常時に整備した情報が、非常時にそのまま使える状態（フェーズフリー）」という情報部会の目的が達成できるものと考えている。

4.2 機能維持確認部会

今年度の機能維持確認部会では「(仮称)災害状況確認マトリックス」「被災トリアージと被災状況のレベル」「最終処分場被災状況カルテ」「機能維持確認対応人材登録(案)」についての検討を行い、いくつかの改善すべき点も見えてきた。

これを踏まえて次年度では、以下の検討を考えている。

- (仮称)災害状況確認マトリックスの具現化に向けた検討
- 被災トリアージと被災状況のレベルにおけるカテゴリーの再検討
- 複合災害を想定した最終処分場被災状況カルテ内容
- 機能維持確認対応人材登録(案)における具体的要員の検討

4.3 提言部会

令和8年度は、最終処分場被災対応タスクフォースメンバーに対して、図 TF-1-10・11 のアンケート調査を行う。得られた回答から提言部会として取りまとめる内容を整理し、最終的な提言案としてまとめるが、概ね表 TF-1-11 の工程を予定している。

表 TF-1-11 令和 8 年度 提言部会の活動スケジュール（予定）

時期	作業内容
2026 年 7 月	アンケート調査実施
8 月～10 月	アンケート回答の整理、分析
11 月～3 月	提言部会として整理すべき提言案の作成
2027 年 4 月～5 月	活動報告書の作成

4.4 タスクフォースメンバーの募集について

最終処分場被災対応タスクフォースでは、「LSA タスクフォースの正会員・学術協力会員メンバー追加募集」（下図参照）を 4 月 1 日事務局経由で発信し、既に複数名の応募をいただいている。情報部会による「フェーズフリー情報パッケージ」では、災害廃棄物処理に対して自治体や事業者が策定する計画の客観的評価や、自らの計画策定への展開にも貢献できる。また、提言部会や機能維持確認部会による NPO-LSA としての被災施設に対する対応や、様々な観点からの提案により、レジリエンス性の高いフェーズフリーインフラとして最終処分場の新たな認識を醸成することができる。

募集案内期日は既に過ぎているが、タスクフォースへの参加の門は常に開けているので、この機会に是非参加のご検討をいただければ幸いである。

2026 年 4 月 1 日

LSA タスクフォースの正会員・学術協力会員メンバー募集（案内）
普及・啓発委員会 委員長 青山 克己

日頃より、LSA の活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

LSA では、令和 6 年に発生した能登半島地震で被災した最終処分場に対し、LSA として対応可能な取組みを速やかに検討し、被災地への貢献を目的として「能登半島地震タスクフォース」を立ち上げました。

本タスクフォースでは、対象となる最終処分場の選定や被災状況に関する情報収集・整理の方法を検討する「情報部会」、LSA が有する最終処分場の機能検査に関するノウハウの活用方法を検討する「機能検査部会」、ならびに得られた知見の外部発信や提言の取りまとめを検討する「提言部会」の 3 部会体制で検討を進めてまいりました。その成果は、令和 5～6 年度に、震災および豪雨災害に関する検討結果として報告しております。

近年、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されるなか、インフラの強靱化、事前防災や応急対応、更にはフェーズフリーの考え方を取り入れた施設整備などが、国・自治体主導で進められています。加えて、防災庁の創設が予定されるなど、防災への取組みが大きな転換期を迎えています。

このような状況のなか、廃棄物最終処分場は従来の「環境施設」に留まらず、「命と復旧を支える社会インフラ」として、重要な役割を担うことが求められています。LSA では、これまでのタスクフォースの検討成果を踏まえ、令和 7 年度より「最終処分場被災対応タスクフォース」として再スタートし、最終処分場の被災時対応や事前防災の在り方、LSA の対応体制・情報発信などについて、より実践的な検討を進めてまいります。

つきましては、普及・啓発委員会より、本タスクフォースの活動趣旨にご賛同いただける正会員および学術協力会員の皆様を対象に、メンバーの募集をご案内申し上げます。

なお、タスクフォースの活動期間は原則 1 年とされておりますが、本件は令和 7 年度に研究の基本的な方向性を見定め、令和 8 年度に検討成果を取りまとめる予定です。

○参加申し込み方法……下記のフォームにて登録をお願いいたします。
<https://forms.office.com/r/UqgYdm3Z7z>

注 1) お一人ずつご登録ください。

注 2) フォーム入力が難しい場合は、申込書を送付いたします。下記までご連絡ください。

注 3) **締切日は 2026 年 4 月 30 日（木）**といたします。

なお、締切後もタスクフォース活動への参加は可能ですが、メールにてお問い合わせいただければ幸いです。また、令和 7 年度にタスクフォースに参加されている方は原則として継続参加とさせていただきますので、参加申込書を提出いただく必要はございません。

なお、脱退・変更がある場合は参加申込書を提出願います。

※問合先：最終処分場被災対応タスクフォース 薦田 敏郎 <komodat@avant-a.jp>

5. 添付資料

5.1 添付資料-1 情報部会：自治体における災害廃棄物処理計画の概要

01. 横浜市災害廃棄物処理計画

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する報告書

1. 災害廃棄物処理の基本方針と最終処分の位置付け

本計画では、大規模地震などの発災時に発生する膨大な災害廃棄物に対し、公衆衛生の保持と迅速な復興を目的とした処理体系を構築している。最終処分に関しては、限られた最終処分場容量を有効活用するため、以下の原則を掲げている。

- **徹底した選別と減量化**：発生抑制、再使用、再生利用（3R）を優先し、中間処理（焼却・破碎・選別）を最大限に活用することで、最終処分量を極小化する。
- **既存リソースの最適活用**：市が保有する焼却工場や破碎施設、および最終処分場の機能を維持・活用し、自区内処理を基本とする。

2. 最終処分場の準備状況と受入体制

横浜市は、自前の最終処分場を有している点が大きな特徴であり、災害時においてもその継続性が重視されている。

- **主要施設**：南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を中核拠点とする。当該施設は海面処分場であり、約400万立方メートルの埋立容量を確保している。
- **ハード面の対策**：護岸の耐震強化や、津波を考慮した嵩上げ（T.P.+4.7m）など、大規模災害に耐えうるインフラ整備が進められている。
- **受入判断基準**：震度5強以上で点検を実施し、震度6弱以上では一旦受入を停止して施設の安全性を確認する運用マニュアルが整備されている。

3. 災害廃棄物の処理フローと最終処分へのプロセス

最終処分に至る前段階の管理が、処分場の延命と適正処理に直結している。

- **仮置場の確保と運用**：市内各区に「一次仮置場」および「二次仮置場」を設置する計画である。ここで混合状態の廃棄物を「可燃物」「不燃物」「資源物」「がれき類」などに厳格に選別する。
- **中間処理の役割**：
 - * **可燃物**：市内4箇所の焼却工場処理し、容積を大幅に削減した焼却灰として最終処分を行う。
 - * **がれき類**：可能な限り破碎・選別し、土木資材などとして再利用を図ることで、直接埋立を回避する。
- **有害物質の管理**：アスベスト含有廃棄物やPCB廃棄物、水銀含有廃棄物などについては、他の廃棄物と混合しないよう排出・収集・保管の各段階で区分し、法令に基づいた適正な最終処分を行う手順が明文化されている。

4. 広域連携と支援体制の構築

自前施設のみで対応困難な事態に備え、以下の補完体制を整えている。

- **公的ネットワーク**：神奈川県内自治体や九都県市との広域連携に基づき、最終処分場の相互利用や協力要請を行う体制がある。
- **民間連携**：一般廃棄物収集運搬業者や産業廃棄物処理業者と災害時協定を締結し

ており、収集運搬能力の確保や民間処分場の活用を視野に入れている。

- **海送ルートの活用：**道路寸断時を想定し、船舶による海路を用いた廃棄物輸送（リレー輸送）を検討しており、海面処分場への搬入ルート多角化を図る。

5. 今後の課題と対応方針

- **仮置場候補地の不足：**推計される廃棄物量に対し、確保できている仮置場面積が不足している区がある。日常時からの空地把握と、目的外利用の優先順位調整が継続的な課題とされている。
- **液状化などへの対応：**沿岸部の施設については液状化対策の継続的な点検と、被災時の早期復旧体制の強化が求められている。

結論

横浜市の計画は、自前の海面処分場という強力な基盤を持ちつつも、それに依拠しすぎず、中間処理による徹底した「減量化」と「仮置場での選別」を前提とした実効性の高いものとなっている。最終処分場の延命を最優先課題に据えることで、長期にわたる復興プロセスの安定性を担保する方針が明確である。

03. 岩手県災害廃棄物対応方針(抜粋)

災害廃棄物処理における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書

1. 最終処分に関する基本方針と環境負荷低減

本方針では、東日本大震災津波の教訓を踏まえ、膨大な災害廃棄物を単に埋め立てるのではなく、「徹底した選別」による再資源化を最優先としている。最終処分場は極めて限定的なリソースであるという認識に基づき、以下の原則が定められている。

- **再生利用の最大化：**混合状態で発生した廃棄物を仮置場などで精緻に分別・破碎・洗浄し、復興資材やセメント原燃料として活用する。岩手県の実績では、総量の88%を再生利用することで最終処分量を大幅に抑制している。
- **埋立量の最小化：**可能な限り資源化し、どうしてもリサイクルできない残渣のみを最終処分（埋立）の対象とする。

2. 最終処分に向けた処理フローと受入体制

最終処分場への直接搬入による混乱と容量圧迫を避けるため、多段階の処理ステップが構築されている。

- **処理フローの多層化：**
 1. **一次仮置場：**被災現場から迅速に撤去し、火災や公衆衛生上の問題を防止するための一時保管。
 2. **二次仮置場：**高度な選別・破碎・洗浄を行い、資源化ルートと処分ルートを分ける。
 3. **最終処分：**選別後の残渣のみを処分業者や自治体施設で処理する。
- **受入判断とモニタリング：**発災直後の初動期から復旧・復興期にかけて、発生量と処理可能量を随時推計し、処理スケジュールやフローを適宜見直す体制を整えている。

3. 最終処分場の確保と広域連携

単一の自治体で処理が完結しない事態を想定し、広域的な受入準備が進められている。

- **県内・広域的な連携：**市町村単独での処理が困難な場合、県が調整役となり、県内の他の自治体や民間処分場の活用を図る。
- **民間事業者の活用：**災害時において優先的に回収・処分を行うため、日常時から民間事業者団体とネットワークを構築し、収集運搬から最終処分に至るまでの協力を仰ぐ体制を構築している。
- **既存施設への配慮：**既存の一般廃棄物処理施設（焼却場・最終処分場）の延命を図るため、日常時の公共工事などにおいても再生資材（熔融スラグなど）の活用を推進し、災害時の受入キャパシティを確保している。

4. 特殊な廃棄物および有害物質の管理

最終処分における環境汚染を防止するため、適正処理の徹底が図られている。

- **有害物質の混入防止：**アスベスト、PCB、水銀含有廃棄物などは、仮置場での荷受け段階で厳格に区分保管する。これらは他の廃棄物と混合せず、法令に基づいた特定施設での最終処分を徹底する。
- **記録管理：**最終処分における埋立位置や処理プロセスの記録を保持し、将来的な環境負荷のリスクを管理する仕組みを維持する。

5. 今後の課題と備えの視点

- **実行計画の機動性：**固定的な計画ではなく、発災後の被害状況に合わせて「災害廃棄物処理詳細計画（実行計画）」を迅速に策定・修正できる柔軟な体制が重要視されている。
- **日常時からの情報共有：**仮置場候補地の選定や、処理ルート・搬入先の事前検討について、関係部署や民間団体と合意形成を図っておくことが、発災時のスムーズな最終処分受入に直結するとされている。

結論

岩手県の方針は、東日本大震災での「618 万トン（一般廃棄物 14 年分）」という膨大な処理実績に裏打ちされている。最終処分場を「捨てる場所」としてではなく、「再生不可能なもののみを管理する場所」と定義し、そこに至るまでの高度な選別プロセスをシステム化している点に、自治体の準備状況としての特徴がある。

04. 宮城県災害廃棄物処理計画 資料編 1

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（宮城県）

1. 最終処分に関する基本理念と戦略

本資料から読み取れる宮城県の災害廃棄物処理の根幹は、東日本大震災の教訓に基づいた「徹底した選別と広域的な資源化」にある。最終処分場を単なる廃棄場所としてではなく、再生不可能な残渣のみを収容する「限定的リソース」と位置づけ、以下の戦略を採っている。

- **再生利用の極大化：**震災時、宮城県内では発生したがれきなどの約 8 割を再生利用（土木資材、セメント原燃料など）した実績があり、この「リサイクル優先」の姿勢が現在の計画にも反映されている。
- **最終処分負荷の低減：**既存の最終処分場（一般廃棄物・産業廃棄物）の残余容量を圧迫しないよう、中間処理工程での減量化を徹底する方針である。

2. 最終処分場の確保と施設状況

資料編に記載された施設一覧に基づく、県内の最終処分体制は以下の通り整理されている。

- **施設リソースの把握：**宮城県内には、複数の市町村および広域行政事務組合が管理する一般廃棄物最終処分場が点在している（資料編「一般廃棄物処理施設一覧」参照）。これら施設の所在地、埋立方式、残余容量が日常時からリスト化されており、発災時の受入キャパシティを迅速に把握できる体制にある。
- **民間施設の活用：**自治体管理施設のみならず、県内の産業廃棄物最終処分場についてもその所在と処理能力を把握しており、公的施設で対応しきれない場合の補完的な受入先として想定されている。

3. 最終処分に至るまでの管理プロセス

最終処分場の機能を損なわないため、搬入前の「管理」に重点が置かれている。

- **仮置場によるフィルター機能：**県有地を含む仮置場候補地が事前に選定されている（資料編「県有地仮置場候補地一覧」参照）。ここで「可燃物」「不燃物」「がれき類」などに厳格に分別し、破碎・選別工程を経ることで、最終処分場へ向かう量を物理的に抑制する。
- **環境モニタリングの徹底：**最終処分場および中間処理施設周辺において、地下水や放流水の質を監視するための「環境モニタリング基準値」が設定されている（資料編「環境モニタリング基準値一覧」参照）。二次被害を防止しながら最終処分を継続するための客観的指標が準備されている。

4. 広域連携と法的特例の活用

単一自治体の枠を超えた受入体制の構築が図られている。

- **広域処理ネットワーク：**「D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）」などを通じた専門的知見の活用や、他自治体との相互支援体制が構築されている。
- **法的特例の適用準備：**災害時における廃棄物処理施設の設置や増設に関する「特例規定（廃掃法および災害対策基本法の改正事項）」が整理されており（資料編「関係法令・通知など」参照）、緊急時に迅速に処分機能を拡張・確保する法的根拠が明確化されている。

5. 協定に基づく民間活力の導入

発災時の迅速な受入と処分を担保するため、各種団体との協定締結が進んでいる。

- **官民連携：**宮城県建設業協会や宮城県トラック協会、さらには産業廃棄物処理業者団体との間で、収集運搬および処分に関する協定が締結されている（資料編「宮城県協定一覧」参照）。これにより、重機や輸送車両の確保、民間処分場への受入要請を円滑に行う準備が整っている。

結論

宮城県の準備状況は、過去の膨大な処理実績に基づき、ハード（施設一覧・候補地）とソフト（法的特例・協定・モニタリング基準）の両面から最終処分を管理する体制となっている。特に、最終処分場の容量不足を前提とした「資源化への強力な誘導」と、緊急時の「法的・組織的バックアップ」双方が計画に組み込まれている点が特徴である。

04. 宮城県災害廃棄物処理計画 資料編 2

災害廃棄物処理における事務的受入準備と対応方針に関する調査報告書

1. 本資料の性質と最終処分における位置付け

本資料は、環境省が自治体担当者向けに作成した「災害関係業務事務処理マニュアル」であり、大規模災害時に自治体が災害廃棄物を受け入れ、最終処分までを完遂するための財政的・事務的な準備指針となっている。最終処分には多大な費用と期間を要するため、国庫補助金などの制度を正しく活用することが、自治体の継続的な受入体制を維持する鍵となる。

2. 災害廃棄物処理事業のスキームと最終処分への適用

災害廃棄物受入・処理を円滑に進めるため、以下の公的支援枠組みが定義されている。

- **災害など廃棄物処理事業費補助金：**災害により発生した廃棄物（損壊家屋、片付けごみなど）の収集、運搬、保管、および中間処理から最終処分に至るまでの一連の工程が補助対象となる。
- **補助対象範囲の明確化：**最終処分に関連して、不燃物や焼却灰の埋立処分に要する費用、および最終処分場の機能を維持するための緊急的な対応が対象に含まれる。ただし、通常の清掃事業として実施される範囲や、災害と直接関係のない処分は除外される。

3. 最終処分継続のための施設復旧と準備

災害によって自治体自身の最終処分場や中間処理施設が被災した場合、以下の「廃棄物処理施設災害復旧事業」に基づき迅速な機能回復を図る方針が示されている。

- **施設復旧の対象：**最終処分場の遮水シートの破損、浸出水処理施設の故障、法面の崩落などが対象となる。
- **査定への準備：**発災後、速やかに「被災状況報告」および「災害復旧事業費査定設計書」を作成する必要がある。日常時から自営施設の構造図面や過去の維持管理記録を整理しておくことが、迅速な復旧（＝受入再開）に直結する。

4. 事務的受入準備と初動対応フロー

自治体が災害廃棄物を受け入れる際、後日の補助金申請を円滑にするための事務的な準備状況が整理されている。

- **被災状況の迅速な把握：**発災後直ちに「別紙様式 1：被災状況把握事務連絡」などに基づき、推定発生量や施設被害を環境省へ報告する体制が求められる。
- **写真による記録保持：**最終処分や中間処理を行う前の状態、および処理のプロセス（選別状況など）を写真で記録しておくことが、国庫補助の適正性を証明する上で不可欠である。
- **実行計画とフローの策定：**発生した廃棄物をどこで選別し、どこで最終処分するかを定めた「処理フロー」を早期に構築し、それに基づいた予算措置を講じる手順が示されている。

5. 最終処分における留意事項とリスク管理

- **適正処理の担保：**補助金受給の要件として、廃棄物処理法に基づく適正な処理（有害物質の混入防止、不法投棄の防止など）が前提となる。最終処分場における受入記録の厳格な管理が求められる。

- **長期化への備え：**最終処分は数年にわたる場合があるため、年度を跨ぐ事業継続（繰越）や、被害規模に応じた変更申請の手順がマニュアル化されている。

結論

本資料から読み取れる自治体の準備状況は、単なる「物理的な処分場の確保」に留まらず、それを維持・運営するための「財政的裏付け（補助金申請）」と「迅速な復旧プロセス（施設復旧）」の準備に重点が置かれている。各自治体においては、物理的な受入検討に加え、本マニュアルに基づく事務的なフロー（記録管理、報告体制、法的要件の確認）を日常時からシミュレーションしておくことが、災害時の安定した受入体制を担保するために必要不可欠である。

04. 宮城県災害廃棄物処理計画 資料編 3

災害廃棄物処理における初動対応と最終処分への移行に関する調査報告書

1. 本資料の性質と背景

本資料は、東日本大震災（2011 年）をはじめとする過去の大規模地震における宮城県の具体的な対応経過、および避難所などでの衛生管理（トイレ対策など）を記録したものである。これら過去の時系列データからは、突発的な大量廃棄物の発生に対し、自治体がどのように最終処分へと繋げるための体制を構築したかというプロセスが読み取れる。

2. 発災直後の意思決定と法的枠組みの整備

災害廃棄物の受入を円滑に進めるため、宮城県では発災直後から以下の迅速な判断を下している。

- **廃棄物区分の弾力的運用：**発災当日（3 月 11 日）、政府に対し「災害廃棄物は一般廃棄物に分類されるものの、一般・産廃の区分なく処理できる」よう要請。これにより、最終処分場や中間処理施設での受入対象を広げ、迅速な撤去を可能にする法的素地を整えた。
- **広域受入の要請：**自治体単独での最終処分が不可能であるとの早期判断に基づき、他県や民間施設への広域処理支援を順次要請。

3. 最終処分場を「砦」とするための段階的処理フロー

資料からは、最終処分場の容量を無駄にしないための徹底した工程管理が重要視されていることがわかる。

- **仮置場による選別の徹底：**膨大な混在廃棄物を直接処分場へ運ぶのではなく、まずは「一次仮置場」へ集積。その後、高度な選別を行う「二次仮置場」を経由することで、最終的に処分場（埋立）へ向かう量を最小限に抑えるフローが実践された。
- **資源化の優先：**がれき類を復興資材（土木工事用など）として再生利用することで、最終処分場の残余容量を温存。これは、将来の災害に備えた「処分場確保」という観点から極めて有効な準備である。

4. 施設被災時における代替受入と復旧

最終処分場や焼却施設自体が被災した際のリスク管理についても記録されている。

- **被災施設の機能回復：**津波や地震により浸出水処理施設や護岸が損傷した場合、

国庫補助を活用した迅速な復旧（災害復旧事業）が必要となる。資料では、発災から数日以内に被害状況の集約が開始されている。

- **代替ルートの確保：**道路寸断時を想定し、海路（船舶）を利用した廃棄物輸送が検討・実施された。海面処分場へのアクセス手段を複数確保しておくことの重要性が示されている。

5. 衛生管理と最終処分に関連性（トイレ対策の教訓）

資料後半では、避難所などのトイレ対策が詳述されている。これは直接的な「がれき処分」とは異なるが、最終処分場の維持という観点では密接に関連する。

- **し尿処理の継続性：**バキューム車や処理施設の被災、停電により、通常のし尿処理フローが停止。これに対し、簡易トイレやマンホールトイレの導入により、環境汚染を最小限に防ぎつつ、既存の処理・処分機能への負荷を分散させる対応がとられた。
- **感染症リスクの低減：**適切な衛生管理は、最終処分場における防疫措置にも直結する。

結論

宮城県の記録から読み取れる準備状況の核心は、「最終処分場への直接投入を回避する仕組みの構築」にある。発災直後の法的特例要請、仮置場での徹底選別、そして資源化による処分場延命という一連の流れを日常時からシミュレーションし、民間や他自治体との連携協定を締結しておくことが、自治体が災害廃棄物を受けるための不可欠な準備であると結論付けられる。

04. 宮城県災害廃棄物処理計画

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（宮城県）

1. 最終処分に関する基本方針

宮城県の計画では、東日本大震災の教訓を踏まえ、最終処分場を「極めて貴重で限定的なリソース」と位置づけている。そのため、直接埋め立てる量を最小限に抑えるべく「徹底した選別・選別の遂行」「資源化の促進」を最優先の基本方針としている。

- **減量化の徹底：**可燃物は既存の焼却施設で中間処理を行い、容積を削減した焼却灰として処分する。
- **再生利用の優先：**がれき類などは可能な限り破碎・選別し、土木資材や復興事業の材料として活用することで、最終処分場の容量負荷を軽減する。

2. 最終処分場の確保と受入体制

県内の最終処分体制については、市町村による自区内処理を基本としつつ、広域的な受入準備が進められている。

- **施設リソースの管理：**県内各市町村および一部事務組合が管理する一般廃棄物最終処分場の残余容量を日常時から把握し、災害時の受入可能量を推計する体制を整えている。
- **民間施設の活用：**公的施設のみでは不足する場合に備え、産業廃棄物処理業者（管理型・安定型最終処分場）との連携を想定し、民間活力を活用した受入ルートを確保する方針である。

- **施設被災時の対応：**最終処分場自体が被災（護岸崩壊や浸出水処理施設の損傷など）した場合に備え、速やかな被害状況把握と災害復旧事業への着手手順を明確化している。

3. 最終処分に至るまでの管理・運用プロセス

最終処分場の機能を損なわないため、搬入前段階における運用に重点が置かれている。

- **仮置場によるフィルター機能：**市町村が事前に選定した仮置場において、適正な分別を徹底する。仮置場での滞留を防ぎ、中間処理施設や最終処分場へ計画的に搬出するための「処理フロー」を構築している。
- **環境モニタリング：**最終処分場周辺の生活環境を保護するため、地下水や放流水の質について、日常時からの継続的なモニタリングと災害時の緊急点検体制を維持している。
- **不適正処理の防止：**災害時の混乱に乗じた不法投棄や、有害物質の混入を防ぐため、受入時における展開検査や監視体制の強化を図る。

4. 広域連携と支援の枠組み

単一の自治体では対応困難な大規模災害を想定し、以下の広域支援体制が整備されている。

- **県による調整：**市町村の処理能力を超える場合、県が主導して県内の他自治体や、隣接する他県への広域処理支援を要請・調整する。
- **ネットワークの活用：**環境省の「D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）」や民間団体との協定に基づき、専門的な知見や技術支援を受ける体制を構築している。

5. 今後の課題と備えの視点

- **仮置場の用地確保：**膨大な廃棄物を受け入れるための仮置場面積が、推計量に対して不足している地域があり、日常時からの候補地拡充が継続的な課題となっている。
- **人材育成と訓練：**本計画の実効性を高めるため、自治体職員を対象とした図上訓練や実地訓練を通じ、災害時の迅速な受入判断ができる人材の育成を進めている。

結論

宮城県の準備状況は、過去の震災経験に基づき、物理的な処分場の確保だけでなく、「いかに処分場へ持ち込む量を減らすか」というマネジメントに主眼が置かれている。各自治体には、既存施設の維持管理に加え、民間や他自治体との多重的な連携ネットワークを構築しておくことが、安定した受入体制の担保に繋がると結論付けられる。

06. 山形県災害廃棄物処理計画の概要について

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（山形県）

1. 災害廃棄物処理の基本方針と最終処分の位置付け

山形県の計画では、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、県民の生活環境保全と公衆衛生の支障防止を図ることを目的としている。最終処分に関しては、限られた処分場の延命と環境負荷の低減を重視し、以下の原則を掲げている。

- **環境に配慮した適正処理**：分別・選別を徹底し、可能な限り再資源化を図ること
で、最終処分（埋立）に回る量を最小化する。
- **段階的な対応フロー**：発災直後の「初動（人命救助優先）」、3 か月程度の「応急対応（避難所生活本格化）」、そして3 年程度までの「復旧・復興（日常時への移行）」という時系列に沿った処理体制を構築している。

2. 最終処分場の準備状況と受入体制

県内の既存施設および民間リソースを活用した受入準備が整えられている。

- **施設能力の把握**：日常時から県内の一般廃棄物処理施設の被災状況確認手順や、処理能力の把握に努めている。これには自治体が運営する最終処分場の残余容量の管理も含まれる。
- **民間事業者との連携**：自治体施設のみで対応困難な場合に備え、事前に締結した協定に基づき、民間事業者団体の協力を得て収集運搬および処分を行う体制を構築している。
- **広域的な支援要請**：被災市町村が単独で処理・処分を行うことが困難と判断した場合、県が調整役となり、県内の他自治体や県外施設への広域的な支援要請・調整を実施する。

3. 最終処分に向けたプロセスと環境管理

最終処分場の機能を安定的に維持するため、搬入前の「仮置場」および「モニタリング」が重要視されている。

- **仮置場の選定と活用**：迅速な処分・処理に不可欠な「仮置場」について、市町村に対し国有地の利用調整や必要面積の確保を促す技術的支援を行う。仮置場での精緻な分別が、最終処分場の負荷軽減に直結する。
- **環境モニタリングの実施**：最終処分場や仮置場周辺の環境悪化を防ぐため、市町村の要請に基づき、県が技術的支援や直接的なモニタリング調査（水質・大気など）を実施する。
- **石綿などの有害物質対策**：環境対策の一環として、有害物質を含む廃棄物が最終処分場に混入しないよう、解体・撤去時からの適切な管理と指導を行う。

4. 事務的・組織的な準備状況

最終処分を円滑に進めるためのバックアップ体制が整備されている。

- **組織体制の構築**：「山形県災害対策本部ライフライン対策班」が中心となり、関係部署、警察、消防、および東北地方環境事務所（国）と連携して処理にあたる体制が明確化されている。
- **財政的支援の活用**：環境省の「災害など廃棄物処理事業費補助金」などの活用を視野に入れ、事務処理マニュアルに基づいた適切な手続きを支援する。

- **住民への啓発：** 分別の協力が最終処分の効率化を左右するため、優先情報の広報を阻害しない範囲で、廃棄物の出し方に関する情報発信を迅速に行う。

5. 災害復旧・復興に向けた継続的見直し

- **計画の柔軟な修正：** 廃棄物処理の進捗に応じ、市町村の処理計画を適宜見直すよう支援する。処理の長期化が予想される場合は、最終処分地の追加確保を含めた広域調整を継続的に実施する。

結論

山形県の準備状況は、県が広域的な調整役（コーディネーター）を担い、市町村の施設能力と民間リソースを統合して最終処分にあたる体制となっている。特に、最終処分場の逼迫を防ぐための「仮置場での選別支援」と、被災自治体の事務・技術負担を軽減するための「県による直接支援・モニタリング」が安定した受入準備の柱として機能している。

09. 栃木県 災害時の廃棄物処理対応マニュアル

災害廃棄物処理における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（栃木県）

1. 最終処分に関する基本方針

栃木県のマニュアルでは、災害廃棄物処理の最終的な出口である「処分・リサイクル」において、「可能な限りの再生利用」と「適正処理の確保」を基本原則としている。最終処分場の残余容量には限りがあるため、直接埋立を最小化し、中間処理を経た減量化を前提とした運用方針を掲げている。

2. 最終処分場の準備状況と受入体制

県内自治体および広域行政事務組合が管理する施設の活用を基本としつつ、以下の準備状況が示されている。

- **施設状況の迅速な把握：** 発災直後に実施すべき事項として、自前および委託先の最終処分場の被災状況（護岸の崩壊、浸出水処理機能の停止、停電の有無など）を確認するチェック体制が整備されている。
- **受入容量の管理：** 日常時から管内の最終処分場の残余容量を把握し、推計される災害廃棄物量に対して、自前施設でどの程度受入可能かを判断する材料としている。
- **民間施設の活用検討：** 自治体施設のみで対応が困難な場合には、県内の産業廃棄物処理業者（管理型・安定型最終処分場）への受入要請を視野に入れた協力体制の構築を求めている。

3. 最終処分に至るまでの管理・運用プロセス

最終処分場の機能を安定的に維持するため、搬入前段階での「仮置場」の運用と「選別」に重点が置かれている。

- **仮置場によるフィルター機能：** 仮置場を「一次（迅速な撤去）」と「二次（高度な選別・処理）」に機能分担させ、最終処分場へ直接混在廃棄物が搬入されることを防止する。
- **徹底した分別の実施：** 可燃物、不燃物、資源物、がれき類などに厳格に分別し、焼却による減容化や、破碎による再生利用（路盤材など）を徹底することで、最

最終処分場に埋め立てる残渣を極小化する。

- **不適正処理の防止：**災害時の混乱に伴う不法投棄や有害物質（アスベスト、PCB、水銀など）の混入を未然に防ぐため、受入時の確認作業や記録管理を徹底する手順が明文化されている。

4. 広域連携と財政的支援の活用

単独の自治体で処理が完結しない事態を想定し、多重的支援枠組みが準備されている。

- **相互応援協定：**栃木県は県内全ての市町および関係団体との間で、災害廃棄物やし尿などの処理応援に関する協定を締結しており、自治体間での最終処分場の相互利用や収集運搬の協力を可能にしている。
- **国庫補助制度の活用：**最終処分に要する膨大な費用に対し、「災害など廃棄物処理事業（収集運搬から処分まで）」および「廃棄物処理施設災害復旧事業（施設の原形復旧）」の2つの補助金スキームを活用する事務手順が整理されている。

5. 今後の課題と備えの視点

- **計画の実効性向上：**各自治体に対し、本マニュアルを参考に独自の「災害廃棄物処理計画」や「事務マニュアル」を策定し、組織内で共有することを推奨している。
- **訓練による習熟：**外部からの応援職員や業務に不慣れな職員でも迅速に動けるよう、日常時からの図上訓練やシミュレーションの実施が重要視されている。

結論

栃木県のマニュアルから読み取れる準備状況は、「最終処分場を保護するための上流工程（分別・中間処理）の管理」に主眼が置かれている。各自治体においては、物理的な処分容量の確保だけでなく、民間業者や近隣自治体との協定、および補助金申請を見据えた事務フローの整備が、安定した受入体制を担保する鍵であると結論付けられる。

13. 東京都災害廃棄物処理計画（概要版）

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（東京都）

1. 最終処分に関する基本理念と戦略

東京都の計画では、首都直下地震などの巨大災害で発生する膨大な災害廃棄物に対し、「効率的処理」と「リサイクル徹底」を両立させることを基本としている。最終処分場の容量は極めて限定的であるという認識に基づき、以下の戦略を採っている。

- **埋立量の極小化：**分別・選別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。中間処理（焼却・破碎）による減量化を前提とし、最終処分（埋立）を「最後の手段」と位置づける。
- **迅速性の確保：**復興を遅延させないように、発災直後から計画的な搬出を行い、最終処分場の受入キャパシティを管理・運用する。

2. 最終処分場の受入準備とインフラ状況

都および区市町村が連携し、既存の最終処分機能を維持・活用するための体制を構築している。

- **広域海面処分場の活用：**東京都には、内陸部の処分場に加えて、東京港における広域海面処分場が存在する。これらは大規模地震発生時において、大量の焼却灰

やりサイクル不可能な残渣を受け入れる中核的な役割を担う。

- **耐震化と強靱化：**令和4年の被害想定見直しを踏まえ、処分場を含む廃棄物処理施設の耐震化を推進している。特に、沿岸部の施設については、液状化や津波に対する実効性向上を図っている。

3. 最終処分に至るまでの管理プロセス（仮置場の役割）

最終処分場の機能を安定的に維持するため、搬入前段階の「仮置場」の運用に重点が置かれている。

- **仮置場の効率的運営：**最新の知見に基づき、災害廃棄物の処理期間を通して一定の割合で処理を進める「一定比率搬出型」などの運営方法を提示している。これにより、処分場への急激な搬入集中を回避する。
- **高度な分別の実施：**仮置場において品目ごとに厳格に分別し、主な処理先を事前に整理している。これにより、最終処分場へ向かう廃棄物の質を管理し、不適正な埋立を防止する。

4. 広域連携と「合同処理」の枠組み

単一の区市町村では対応困難な事態を想定し、最終処分を完遂するための広域的な準備が進められている。

- **災害廃棄物合同処理本部：**被害が甚大な場合、複数の区市町村と一部事務組合が合同で処理を行う組織を構築し、東京都がそのコーディネートをを行う。これにより、各自治体が保有する最終処分場や中間処理施設のリソースを最適配分する。
- **民間事業者との協定：**収集運搬から最終処分に至るまで、事前に締結した民間事業者との協定に基づき、協力体制を確保している。

5. 風水害などへの対応強化

近年の気象災害激甚化を受け、水害特有の最終処分課題にも対応している。

- **水害廃棄物の特性把握：**地震災害に比べ家財などの廃棄量が多く、排出タイミングが早いという水害特有の事象を考慮し、水害専用の発生量推計式を導入。これにより、発災直後から精度の高い最終処分計画の策定を可能にしている。
- **タイムラインの策定：**発災直前から初動期、復旧・復興期に至るタイムラインを整理し、段階的な受入準備を明確化している。

結論

東京都の準備状況は、首都直下地震という未曾有の災害を想定し、「限られた最終処分場を守るための徹底した上流管理」と「自治体の枠を超えた広域合同処理体制」を軸としている。各自治体においては、自前の処分場確保のみならず、都が示す「合同処理」の枠組みや、民間との連携、さらには水害などの多様なリスクに対応した計画の策定が重要であると読み取れる。

13. 東京都災害廃棄物処理計画

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（東京都）

1. 最終処分に関する基本方針と戦略

東京都の計画では、首都直下地震などの巨大災害時に発生する膨大な災害廃棄物に対し、「埋立量の最小化」を最優先課題としている。東京圏の最終処分場は極めて貴重なリ

ソースであり、その残余容量を温存するため、以下の戦略を採っている。

- **徹底した分別の遂行：**混合状態での埋立を回避し、仮置場において「可燃物」「不燃物」「資源物」「がれき類」などに厳格に選別する。
- **中間処理による減量化：**可燃物は既存の焼却施設で処理し、容積を削減した焼却灰として処分する。また、がれき類は可能な限り破碎・選別し、土木資材などとして再生利用を図る。

2. 最終処分場の確保とインフラ状況

都および区市町村が連携し、大規模災害時にも機能維持が可能な最終処分体制を構築している。

- **広域海面処分場の役割：**東京港に位置する海面処分場は、都内から発生する焼却灰などの最終的な受け皿として中核的な役割を担う。本計画では、被災時にもこれらの施設が稼働継続できるよう、護岸の耐震化や液状化対策を推進している。
- **施設被害の想定と復旧：**令和4年の被害想定見直しに基づき、処分場や中間処理施設が被災した場合の緊急復旧手順を策定している。また、停電に備えた自家発電設備の整備など、ハード面での強靱化を図っている。

3. 最終処分に至るまでの管理プロセス

最終処分場の機能を安定的に維持するため、搬入前の「仮置場」選定と運用に重点が置かれている。

- **仮置場の選定基準：**公有地（区市町村有地、都有地、国有地）を優先し、津波や液状化の可能性が低い土地、周辺環境への影響が少ない土地を選定候補としている。
- **効率的な搬出管理：**確保された仮置場を最大限有効活用するため、搬入から搬出までのサイクルを効率化する。最新の知見に基づき、一定の割合で継続的に処理を進める運営方法（一定比率搬出型など）を導入し、処分場への急激な負荷集中を回避する。

4. 広域連携と「合同処理」の枠組み

単一区市町村では対応困難な大規模災害を想定し、最終処分を完遂するための広域的な準備が進められている。

- **災害廃棄物合同処理本部：**被害が甚大な場合、複数の区市町村と一部事務組合が合同で処理を行う組織を構築し、東京都がそのコーディネートを行う。これにより、域内の最終処分場や中間処理施設のリソースを最適に配分・活用する。
- **民間事業者との協定：**収集運搬から最終処分に至るまで、事前に締結した民間事業者団体との協定に基づき、協力体制を確保している。

5. 風水害などへの対応強化

気象災害激甚化を受け、地震以外の災害に起因する廃棄物への対応も強化している。

- **水害廃棄物の特性への対応：**地震に比べ家財などの廃棄量が多く、排出タイミングが早い水害特有の事象を考慮し、水害専用の発生量推計式やタイムラインを導入している。
- **漂流物・津波堆積物の処理：**沿岸部や河川周辺で発生する漂流物や堆積物について、迅速な撤去と選別・処分の手順を明確化している。

結論

東京都の準備状況は、未曾有の災害廃棄物発生量を前提とし、「最終処分場を最後の砦として守るための徹底した上流管理（選別・中間処理）」と「自治体の枠を超えた広域的な合同処理体制」の二段構えとなっている。各自治体においては、自前の処分場維持だけでなく、都の広域調整枠組みや民間連携を前提とした実効性の高い計画運用が求められている。

14. 神奈川県災害廃棄物処理計画の概要

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（神奈川県）

1. 最終処分に関する基本方針

神奈川県の計画では、大規模災害時に発生する膨大な災害廃棄物に対し、「リサイクル・減量化の推進」を最優先事項として掲げている。最終処分場の残余容量を温存し、生活環境を保全するため、以下の基本方針に基づき処理を進める。

- **徹底した分別の実施：** 混合状態での埋立を回避し、仮置場において資源物や再生利用可能な素材を徹底して選別する。
- **処理の優先順位の確立：** 「リサイクル > 中間処理（焼却・破砕による減量） > 最終処分（埋立）」の順位を徹底し、最終処分場を「最後の手段」として機能させる。

2. 災害廃棄物の発生量想定と最終処分の負荷

本計画では、県内で想定される主要な地震における廃棄物発生量を推計しており、最終処分場への潜在的な負荷を明確化している。

- **大規模災害の想定：** 都心南部直下地震で約 2,145 万トン、大正型関東地震では約 9,450 万トンの発生が予測されている。
- **津波堆積物への対応：** 上記の数値には津波堆積物が含まれていないが、沿岸部を抱える本県においては、津波堆積物の分別の徹底が最終処分場の寿命を左右する重要因子として認識されている。

3. 最終処分の役割分担と組織体制

県と市町村の役割を明確に分担し、最終処分に至るまでの責任所在を整理している。

- **市町村の役割：** 災害廃棄物の処理（収集・運搬、中間処理、最終処分）の直接的な主体。
- **県の役割：** 市町村間の広域調整、関係機関（環境省、自衛隊、関係団体など）との連絡調整、および市町村から事務委託を受けた場合の直接的な処理支援。
- **組織体制：** 県災害対策本部の「環境班（資源循環推進課）」が、し尿処理や生活ごみ処理と並行して、災害廃棄物処理の全体統制を担う。

4. 最終処分に向けた具体的な準備事項

最終処分場への安定的な搬入を確保するため、以下の準備状況が示されている。

- **仮置場の確保：** 迅速な処分・処理に不可欠な仮置場について、市町村に対し、地域防災計画などに基づいた適切な用地選定と管理運営を促している。
- **広域支援ネットワークの活用：** 自治体単独での最終処分が困難な事態に備え、県内市町村間での相互支援や、他県・民間事業者との連携、さらに「D.Waste-Net

（災害廃棄物処理支援ネットワーク）」などを通じた技術的支援の受入体制を構築している。

- **事務手続きの適正化：**環境省の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」などを反映し、国庫補助（災害など廃棄物処理事業費補助金）を活用するための事務処理フローを整備している。

5. 今後の課題と対応

- **大規模地震への即応性：**推計される膨大な廃棄物量に対し、県内の既存最終処分場のみで対応できるか、常に残余容量と処理フローの点検が必要である。
- **気候変動に伴う風水害対策：**地震のみならず、激甚化する風水害による廃棄物発生（水害廃棄物）を想定した受入体制の強化が図られている。

結論

神奈川県準備状況は、過去の教訓と国の指針を統合し、「県による広域調整」と「市町村による徹底した減量化・選別」を軸とした体系的なものとなっている。特に、最終処分場の逼迫を回避するため、リサイクルを最大化し、計画的な処理フローを構築することが、自治体の受入準備における核心であると読み取れる。

15. 新潟県災害廃棄物処理計画

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（新潟県）

1. 最終処分に関する基本方針

新潟県の計画では、過去の中越地震や中越沖地震の教訓を踏まえ、最終処分場を「復旧・復興に向けた極めて重要な基盤」と位置づけている。最終処分場の残余容量には限りがあるため、直接埋立を最小化し、「徹底した分別・選別による再資源化」と「中間処理による減量化」を処理の原則としている。

- **環境負荷の低減：**可能な限りリサイクル（再生利用）を優先し、どうしても処理しきれない残渣のみを最終処分（埋立）の対象とする。
- **迅速な機能回復：**最終処分場や焼却施設が被災した場合でも、速やかに復旧させ、処理フローを停滞させない体制を構築する。

2. 最終処分場の受入準備と施設状況

県および市町村が保有する既存の最終処分機能を最大限に活用するための準備が進められている。

- **施設リソースの把握：**日常時から県内の一般廃棄物最終処分場の所在地、埋立方式（管理型・安定型など）、および残余容量を正確に把握・管理している。
- **耐震化と事前対策：**被災による機能停止を防ぐため、最終処分場の護岸や浸出水処理施設の耐震補強、停電対策（自家発電設備の整備）などの事前対策を推進している。
- **民間施設の活用：**自治体施設のみで対応が困難な大規模災害を想定し、民間事業者（産業廃棄物最終処分場）との連携協力体制を構築している。

3. 最終処分に至るまでの管理プロセス

最終処分場の寿命を維持し、適正な処理を行うための運用フローが定められている。

- **仮置場による選別機能：**発生現場から直接処分場へ搬入することを原則禁止し、

市町村が事前に選定した「仮置場」を経由させる。ここで精緻な選別（可燃物、不燃物、資源物、がれき類など）を行うことで、最終処分場への負荷を物理的に抑制する。

- **石綿などの有害物質対策：**石綿（アスベスト）含有廃棄物や PCB、水銀含有廃棄物など、最終処分において特別な管理を要するものについては、仮置場での荷受け段階で厳密に区分し、適正な処分先を確保する手順を明確化している。

4. 広域連携と支援の枠組み

県内全域、あるいは県外を含めた多重的な支援体制により、最終処分の完遂を目指している。

- **県による広域調整：**特定の市町村で最終処分場が不足・被災した際、県が調整役となり、県内の他自治体や広域行政事務組合の施設への受入調整を行う。
- **相互応援協定：**県内 30 市町村および一部事務組合、さらには近隣県との間で災害廃棄物の相互処理支援に関する協定を締結している。
- **国・専門家の活用：**環境省の「D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）」などを通じ、最終処分の技術的判断や環境モニタリングに関する専門的支援を受ける体制を整えている。

5. 事務的・財政的な備え

- **財政措置の活用：**最終処分に要する膨大な費用に対し、環境省の「災害など廃棄物処理事業費補助金」や「廃棄物処理施設災害復旧事業」を円滑に申請・活用できるように、事務処理マニュアルを整備している。
- **記録管理の徹底：**補助金申請や将来の環境管理のため、埋立位置や処理量、写真による施工記録などの管理を適切に行うよう規定している。

結論

新潟県の準備状況は、物理的な施設確保（ハード）と、選別・広域調整・財政支援（ソフト）が一体となった体系的なものとなっている。特に、過去の地震被災経験から、最終処分場の早期復旧と、上流工程（仮置場）での管理が最終処分の成否を分けるという認識が計画全体に反映されている。

16. 富山県災害廃棄物処理計画の概要

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（富山県）

1. 最終処分に関する基本方針と処理目標

富山県の計画では、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することで、生活環境の保全と早期の復旧・復興を図ることを目的としている。最終処分に関しては、以下の基本的な考え方を提示している。

- **処理完了目標：**災害発生から概ね 3 年以内を目標として最終処分（埋立）を含めた全工程を完了させる。
- **資源化の最大化：**豊かな水資源の汚染防止や環境負荷低減の観点から、可能な限り再資源化を推進し、最終処分場への埋立量を抑制する。
- **適正処理の確保：**「廃棄物処理法」および環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、二次災害を引き起こさない適正な最終処分を実施する。

2. 最終処分場の受入準備と地域特性への配慮

本県特有の地理的・インフラ的背景を踏まえた受入準備が進められている。

- **施設依存度の管理：**ごみ処理の広域化が進み、特定の施設への依存度が大きい現状を認識し、自前施設が稼働停止した際の代替ルートを事前に検討している。
- **雪害対策：**積雪が廃棄物の運搬や仮置き、最終処分作業に支障をきたす恐れがあるため、除雪関係機関との連携体制を構築している。
- **水資源保護：**「名水」に代表される豊かな水資源を守るため、水源地区域を考慮した施設運用や、浸出水対策として仮置場などでの遮水シート敷設を徹底する方針である。

3. 最終処分に至るまでの管理プロセス

最終処分場の機能を安定的に維持し、埋立容量を温存するための運用フローがある。

- **仮置場によるフィルター機能：**発災後、市町村が事前に選定した仮置場において、適正な分別・選別を行う。これにより、最終処分場へ直接混在廃棄物が搬送されることを防ぎ、効率的な処理を実現する。
- **実行計画の策定：**発災後、実際の被害状況や廃棄物の性状を踏まえた「県災害廃棄物処理実行計画」を速やかに作成し、最終処分までの具体的な工程を管理する。

4. 広域連携と代行・支援体制

自治体単独での最終処分が困難な大規模災害を想定し、多重的な支援枠組みが構築されている。

- **県の調整機能：**市町村の処理能力を超える場合、県が調整役となり、県内の他自治体、民間事業者団体、さらには近隣他県や国への広域支援要請を実施する。
- **民間・県外への移行手順：**県内施設が機能不全に陥った場合に備え、民間処分場や県外施設へ円滑に処理を移行するための手順を整理している。
- **事務委託の活用：**廃棄物処理法に基づき、市町村から県への事務委託による代行処理も選択肢として組み込まれている。

5. 実効性向上のための継続的取組

- **人材育成と訓練：**計画を形骸化させないよう、県・市町村・関係団体の職員を対象とした模擬訓練（伝達訓練、図上訓練など）や講習会を定期的に実施し、発災時の迅速な受入判断ができる体制を整えている。
- **計画の適時見直し：**国の指針（災害廃棄物対策指針）の変更や、他自治体での被災事例から得られた最新の知見を反映し、随時計画を改定している。

結論

富山県の準備状況は、物理的な施設確保に加え、「積雪」や「水資源保護」といった地域特性を管理プロセスに組み込んでいる点に特徴がある。最終処分場を「最後の受け皿」として機能させるため、仮置場での徹底選別、民間・県外への広域連携、そして日常時の訓練による組織対応力の強化が三位一体となって計画されている。

19. 山梨県災害廃棄物処理計画の概要

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（山梨県）

1. 最終処分にに関する基本理念と戦略

山梨県の計画では、大規模災害時に発生する膨大な災害廃棄物に対し、「迅速かつ適正な処理」と「環境負荷の低減」を両立させることを基本としている。最終処分場は、復旧・復興を支えるための貴重なインフラ資源であるとの認識に基づき、以下の戦略を採っている。

- **再資源化の徹底：**最終処分（埋立）に回す量を最小限に抑えるため、可能な限り再資源化（リサイクル）を推進する。
- **減量化の優先：**中間処理（焼却や破碎）による減容化を前提とし、最終処分場を「処理プロセスの最終出口」として慎重に運用する。

2. 最終処分場の確保と施設状況

県内最終処分体制については、市町村による自区内処理を基本としつつ、県が広域的な調整を担う体制が整備されている。

- **施設の強靱化：**日常時からの備えとして、一般廃棄物処理施設の耐震化や浸水対策などの「強靱化」を推進している。これには、発災時に最終処分場が機能を喪失しないための事前対策が含まれる。
- **受入能力の把握：**県内の最終処分場の残余容量や処理能力を日常時からリスト化・把握しており、被害規模に応じた受入可能量の推計に活用している。
- **民間施設の活用検討：**自治体施設のみで対応が困難な場合に備え、産業廃棄物処理業者（管理型・安定型最終処分場）との連携協力体制を構築する方針である。

3. 最終処分に至るまでの管理プロセス

最終処分場寿命を維持し、適正処理を継続するための段階的フローが定められている。

- **仮置場の選定と運用：**廃棄物を直接処分場へ搬入せず、市町村が事前に選定した「仮置場」において精緻な分別・選別を実施する。県は市町村に対し、仮置場候補地の選定やリスト化を促し、県有地の活用についても調整を行う。
- **時系列に沿った対応：**発災直後の「初動対応」から「応急対応（概ね3ヶ月）」、そして3年程度を目途とする「復旧・復興」までの工程を整理し、計画的な最終処分へと繋げる。

4. 広域連携と支援の枠組み

内陸地域という地理的特性や、単独自治体での限界を想定し、多重的な支援ネットワークを構築している。

- **県の調整機能：**被災市町村が単独で最終処分を完遂できない場合、県が主導して県内の他自治体や、県外の処理施設（広域支援）への調整を行う。
- **専門的支援の受入：**国（環境省）や専門家による「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」などの知見を活用し、最終処分の技術的な困難や環境対策への助言を受ける体制を整えている。

5. 事務的・教育的準備

- **人材育成と訓練：**最終処分場の管理運営や事務手続きに習熟するため、日常時から職員への教育訓練（図上訓練など）を実施し、発災時の即応性を高めている。
- **住民啓発：**適正な最終処分を行うためには、発生源および仮置場での分別が不可欠であることから、住民に対する廃棄物の出し方の周知・啓発活動を事前準備事

項としている。

結論

山梨県の準備状況は、「最終処分場を保護するための分別・中間処理の徹底」と「県による強力な広域調整」を軸としている。特に、内陸部の限られた処分容量を有効活用するため、リサイクルを最大化しつつ、県外や民間施設への外部委託を円滑に移行するための準備に重点が置かれている。

22. 静岡県災害廃棄物処理計画の概要

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（静岡県）

1. 最終処分に関する基本方針

静岡県の計画では、大規模地震などの発災時において、復旧・復興の妨げとならないよう「適正かつ迅速な処理」を掲げている。最終処分に関しては、以下の2点を基本原則としている。

- **再生利用の最大化：**最終処分場は極めて限定的なリソースであるとの認識に基づき、可能な限り再資源化を図る。
- **埋立量の削減：**中間処理（焼却・破碎・選別）を徹底し、最終処分場に直接搬入される量を最小化することで、処分場の残余容量を温存する。

2. 最終処分に至る処理フローの策定

最終処分場の機能を安定的に維持するため、状況に応じて選択可能な2種類の処理フローを想定している。

- **一次仮置場優先型：**一次仮置場において徹底した「分別・粗選別・手選別・破碎」を行い、中間処理施設や最終処分場への負荷を上流で抑制する。
- **二次仮置場活用型：**一次仮置場では迅速な撤去を優先し、別途設置する「二次仮置場」において「破碎・分級・焼却・資材化」などの高度な処理を行う。これにより、最終処分場へ向かう残渣の質と量を厳格に管理する。

3. 最終処分場の受入準備と評価基準

最終処分場の選定や運営において、環境保全と効率性を両立させるための基準を設けている。

- **仮置場候補地の選定と順位付け：**最終処分場へ繋ぐ前段階の仮置場について、「自然環境」「周辺環境」「運搬効率」「用地確保の容易性」などの項目で多角的に点検し、総合評価による順位付け（仮置場整備構想案）を行っている。
- **津波堆積物への対応：**沿岸部を抱える地域特性を考慮し、津波堆積物（土砂など）を「復興資材」などへ転用するフローを構築しており、最終処分場への安易な埋立を回避する体制を整えている。

4. 広域連携と事務委託制度の活用

単一の市町では最終処分が完遂できない事態を想定し、多重的な支援枠組みを準備している。

- **事務委託による処理：**市町が自ら処理することが困難な場合、地方自治法の規定に基づき、県が市町から事務委託を受けて廃棄物処理（最終処分を含む）を代行する制度を明確化している。

- **各主体の役割分担：**処理主体である「市町」、調整機能を担う「県」、そして協力支援を行う「民間事業者団体」「隣接県」「国」との連携系統図を整備し、発災時の迅速な意思決定を可能にしている。

5. 計画の実効性確保と見直し

- **実行計画の策定：**本計画（基本計画）に基づき、発災後には被害状況に応じた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに作成し、最終処分完了までの具体的なタイムラインを管理する。
- **継続的な改善：**訓練の実施や最新の知見に基づき、必要に応じて計画を適宜改定する運用体制をとっている。

結論

静岡県準備状況は、「最終処分場を最後の砦として守るための重層的な選別フロー」と「県による代行処理（事務委託）を視野に入れた強力なバックアップ体制」に特徴がある。各自治体においては、自前の処分場確保のみならず、資材化（リサイクル）による出口戦略の多角化と、県や民間との連携協定の実効性を高めておくことが不可欠であると読み取れる。

27. 大阪府災害廃棄物処理計画(修正)資料編

災害廃棄物処理計画における最終処分体制と準備状況に関する調査報告書（大阪府）

1. 最終処分に関する基本方針

大阪府の計画では、大規模地震などの災害時に発生する膨大な災害廃棄物に対し、公衆衛生の保持と早期復興を目的とした適正処理を掲げている。最終処分に関しては、以下の「出口戦略」を基本としている。

- **分別の徹底による埋立回避：**混合状態で最終処分場に搬入されることを防ぐため、発生源および仮置場での分別を厳格に行う。
- **再資源化の推進：**廃棄物の種類ごとに処理方法を精査し、可能な限りリサイクル（資源化）を優先することで、最終処分場への直接埋立量を最小化する。

2. 最終処分場の準備状況と施設リストの整備

資料編に基づき、県内および広域的な受入リソースが詳細に管理されている。

- **廃棄物最終処分場の網羅的把握：**府内の一般廃棄物および産業廃棄物の最終処分場について、名称、所在地、連絡先、埋立免許の有無や期限、さらには「管理型」「安定型」といった区分をリスト化して管理している。
- **受入調査票の整備：**発災時に、各最終処分場がどの程度の災害廃棄物を受け入れ可能か（受入可能量、品目、受入条件など）を迅速に確認するための「災害廃棄物受入調査表」の雛形が整備されている。

3. 最終処分に至る管理プロセス（仮置場と選別）

最終処分場の機能を安定的に維持し、環境負荷を低減するための運用手順が明文化されている。

- **仮置場の選定と評価：**二次災害の防止、環境保全、運搬効率などの観点から「仮置場の選定にあたっての留意事項」を定め、候補地の絞り込みを行っている。
- **段階的な選別フロー：**一次仮置場において、廃棄物の種類（可燃物、不燃物、資

源物、がれき類など）に応じた受入手順を確立している。特に「不燃物処理・資源化施設」や「粗大ごみ処理施設」の位置図を整備し、最終処分前の中間処理・資源化ルートを明確にしている。

- **環境モニタリング**：最終処分場や仮置場周辺の生活環境に支障が生じないよう、水質や大気などの環境計測を行う体制が検討されている。

4. 広域連携と相互支援体制

府内市町村のみでは対応困難な事態を想定し、多重的なバックアップ体制が構築されている。

- **相互支援協定の締結**：府内市町村間の相互支援協定に加え、隣接する自治体や広域行政（関西広域連合など）との連携を視野に入れている。
- **民間団体との協定**：「大阪府産業廃棄物協会（現・大阪府産業資源循環協会）」などと、災害時における収集運搬および処分に関する応援協定を締結しており、民間リソースの活用手順が整理されている。
- **情報の収集伝達経路**：大阪府災害対策本部を中心とした、市町村、一部事務組合、民間団体間の迅速な情報収集・伝達経路（ホットライン）が確立されている。

5. 発生量・面積の推計による定量的評価

最終処分の規模を予測するため、詳細な推計手法と結果が算出されている。

- **発生量推計**：被害想定（上町断層帯地震など）に基づき、市町村別の災害廃棄物発生量を算出。
- **必要面積の算定**：発生量に応じた仮置場の必要面積を算定し、現状の確保状況と比較することで、最終処分に至るまでのボトルネック（用地不足など）を日常時から可視化している。

結論

大阪府の準備状況は、「既存の最終処分インフラの徹底したリスト化」と「中間処理を介した埋立量抑制のプロセス」が高度に具体化されている点に特徴がある。特に、受入調査票の整備や民間団体との協定、広域的な調整経路の確保は、発災時の最終処分場不足という課題に対する実効的な備えとして機能していると評価できる。

5.2 添付資料-2 機能維持確認部会：令和6年度報告 被災カルテ

資料表1 被災カルテ書式例1：施設へのアプローチの可否・被災程度の簡易表記

◆最終処分場被災状況カルテ		年 月 日																																																																																																																																																			
発災 (年 月 日 :) 可能：施設へのアプローチ・直接状況確認ができる セルフチェック 不可能：施設へのアプローチ・状況確認が出来ない																																																																																																																																																					
施設カルテ ①主要施設の被災有無 (年 月 日) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貯留構造物（上流）：被災有り（状況）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>貯留構造物（下流）：被災有り（状況）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>貯留構造物（壁体）：被災有り（状況）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>区画堤</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>遮水工（底面）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>遮水工（法面）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>遮水工（固定工）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>浸出水集水ビット</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>浸出水集排水幹線</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>浸出水集排水支線</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>浸出水送水管</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>ガス抜き設備（底）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>ガス抜き設備（法）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>雨水集排水設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>雨水集水ビット</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>その他（ ）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> </table> ②管理施設の被災有無 (年 月 日) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>搬入管理設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>モニタリング設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>管理棟</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>管理道路</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>前処理施設</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>車庫</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>倉庫</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>洗車場</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>その他（ ）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> </table> ③関連施設の被災有無 (年 月 日) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>進入道路</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>場内道路</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>飛散防止設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>門扉・囲障</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>防火設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>防災設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>その他（ ）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> </table> ④クローズドシステムの被災有無 (年 月 日) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>覆蓋設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>廃棄物搬入設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>廃棄物投入設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>散水設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>場内環境管理設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>その他（ ）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> </table> ⑤浸出水処理施設の被災有無 (年 月 日) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>施設建屋</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>浸出水取水設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>浸出水調整設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>浸出水導水設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>浸出水処理設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>処理水放流設備</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>資材等倉庫</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>その他（ ）</td><td>）</td><td>・無し</td></tr> </table> 施設周辺のカルテ <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>施設周辺の被災有無 (年 月 日)</td><td></td></tr> <tr><td>搬入道路（公道）</td><td>） ・無し</td></tr> <tr><td>施設周辺地山</td><td>） ・無し</td></tr> <tr><td>施設周辺河川</td><td>） ・無し</td></tr> <tr><td>その他（ ）</td><td>） ・無し</td></tr> </table>	貯留構造物（上流）：被災有り（状況）	）	・無し	貯留構造物（下流）：被災有り（状況）	）	・無し	貯留構造物（壁体）：被災有り（状況）	）	・無し	区画堤	）	・無し	遮水工（底面）	）	・無し	遮水工（法面）	）	・無し	遮水工（固定工）	）	・無し	浸出水集水ビット	）	・無し	浸出水集排水幹線	）	・無し	浸出水集排水支線	）	・無し	浸出水送水管	）	・無し	ガス抜き設備（底）	）	・無し	ガス抜き設備（法）	）	・無し	雨水集排水設備	）	・無し	雨水集水ビット	）	・無し	その他（ ）	）	・無し	搬入管理設備	）	・無し	モニタリング設備	）	・無し	管理棟	）	・無し	管理道路	）	・無し	前処理施設	）	・無し	車庫	）	・無し	倉庫	）	・無し	洗車場	）	・無し	その他（ ）	）	・無し	進入道路	）	・無し	場内道路	）	・無し	飛散防止設備	）	・無し	門扉・囲障	）	・無し	防火設備	）	・無し	防災設備	）	・無し	その他（ ）	）	・無し	覆蓋設備	）	・無し	廃棄物搬入設備	）	・無し	廃棄物投入設備	）	・無し	散水設備	）	・無し	場内環境管理設備	）	・無し	その他（ ）	）	・無し	施設建屋	）	・無し	浸出水取水設備	）	・無し	浸出水調整設備	）	・無し	浸出水導水設備	）	・無し	浸出水処理設備	）	・無し	処理水放流設備	）	・無し	資材等倉庫	）	・無し	その他（ ）	）	・無し	施設周辺の被災有無 (年 月 日)		搬入道路（公道）	） ・無し	施設周辺地山	） ・無し	施設周辺河川	） ・無し	その他（ ）	） ・無し	施設本体画像（発災前画像情報） 日本国土地理DB、Gogle Earth等による発災前画像を準備。 施設本体画像（発災後画像情報） 航空測量会社・国土交通省等が提供する発災後の画像データを活用。 ドローンによる個別撮影等も活用。 施設周辺の画像（発災前画像情報） 日本国土地理DB、Gogle Earth等による発災前画像を準備。 施設周辺の画像（発災後画像情報） 航空測量会社・国土交通省等が提供する発災後の画像データを活用。 ドローンによる個別撮影等も活用。 ※施設周辺の被災状況は将来的な二次災害を誘発する可能性あり。
貯留構造物（上流）：被災有り（状況）	）	・無し																																																																																																																																																			
貯留構造物（下流）：被災有り（状況）	）	・無し																																																																																																																																																			
貯留構造物（壁体）：被災有り（状況）	）	・無し																																																																																																																																																			
区画堤	）	・無し																																																																																																																																																			
遮水工（底面）	）	・無し																																																																																																																																																			
遮水工（法面）	）	・無し																																																																																																																																																			
遮水工（固定工）	）	・無し																																																																																																																																																			
浸出水集水ビット	）	・無し																																																																																																																																																			
浸出水集排水幹線	）	・無し																																																																																																																																																			
浸出水集排水支線	）	・無し																																																																																																																																																			
浸出水送水管	）	・無し																																																																																																																																																			
ガス抜き設備（底）	）	・無し																																																																																																																																																			
ガス抜き設備（法）	）	・無し																																																																																																																																																			
雨水集排水設備	）	・無し																																																																																																																																																			
雨水集水ビット	）	・無し																																																																																																																																																			
その他（ ）	）	・無し																																																																																																																																																			
搬入管理設備	）	・無し																																																																																																																																																			
モニタリング設備	）	・無し																																																																																																																																																			
管理棟	）	・無し																																																																																																																																																			
管理道路	）	・無し																																																																																																																																																			
前処理施設	）	・無し																																																																																																																																																			
車庫	）	・無し																																																																																																																																																			
倉庫	）	・無し																																																																																																																																																			
洗車場	）	・無し																																																																																																																																																			
その他（ ）	）	・無し																																																																																																																																																			
進入道路	）	・無し																																																																																																																																																			
場内道路	）	・無し																																																																																																																																																			
飛散防止設備	）	・無し																																																																																																																																																			
門扉・囲障	）	・無し																																																																																																																																																			
防火設備	）	・無し																																																																																																																																																			
防災設備	）	・無し																																																																																																																																																			
その他（ ）	）	・無し																																																																																																																																																			
覆蓋設備	）	・無し																																																																																																																																																			
廃棄物搬入設備	）	・無し																																																																																																																																																			
廃棄物投入設備	）	・無し																																																																																																																																																			
散水設備	）	・無し																																																																																																																																																			
場内環境管理設備	）	・無し																																																																																																																																																			
その他（ ）	）	・無し																																																																																																																																																			
施設建屋	）	・無し																																																																																																																																																			
浸出水取水設備	）	・無し																																																																																																																																																			
浸出水調整設備	）	・無し																																																																																																																																																			
浸出水導水設備	）	・無し																																																																																																																																																			
浸出水処理設備	）	・無し																																																																																																																																																			
処理水放流設備	）	・無し																																																																																																																																																			
資材等倉庫	）	・無し																																																																																																																																																			
その他（ ）	）	・無し																																																																																																																																																			
施設周辺の被災有無 (年 月 日)																																																																																																																																																					
搬入道路（公道）	） ・無し																																																																																																																																																				
施設周辺地山	） ・無し																																																																																																																																																				
施設周辺河川	） ・無し																																																																																																																																																				
その他（ ）	） ・無し																																																																																																																																																				

資料表 2 被災カルテ書式例 2：施設へのアプローチ可能、オープン型・クローズド型施設

【オープン型最終処分場被災状況カルテ(例)】

	トリアージ区分	レベル※	1	2	3	4	5
被災原因		被災日	令和	年	月	日	
物件名		調査日	令和	年	月	日	

① 主要施設・設備の被災状況

施設・設備名	部位	被災状況※	
貯留構造物	上流	被災有り（状況	無し
	下流	被災有り（状況	無し
	壁体	被災有り（状況	無し
	区画堤	被災有り（状況	無し
遮水工	底面	被災有り（状況	無し
	法面	被災有り（状況	無し
	固定工	被災有り（状況	無し
ガス抜き設備	底面	被災有り（状況	無し
	法面	被災有り（状況	無し
地下水集排水設備	（ ）	被災有り（状況	無し
浸出水集排水設備	ピット	被災有り（状況	無し
	幹線	被災有り（状況	無し
	支線	被災有り（状況	無し
	送水管	被災有り（状況	無し
雨水集排水設備	設備（管路・側溝）	被災有り（状況	無し
	ピット	被災有り（状況	無し
防災設備	設備	被災有り（状況	無し
	ピット	被災有り（状況	無し
道路	搬入	被災有り（状況	無し
	管理用	被災有り（状況	無し
浸出水処理施設	取水設備	被災有り（状況	無し
	調整設備	被災有り（状況	無し
	導水設備	被災有り（状況	無し
	処理設備	被災有り（状況	無し
	放流設備	被災有り（状況	無し
その他	（ ）	被災有り（状況	無し
	（ ）	被災有り（状況	無し

※被災レベル、被災の有無に○印・状況も記載

② 関連施設・設備の被災状況

施設・設備名	部位	被災状況 ※	
管理棟	建屋	被災有り（状況 ）	無し
	車庫	被災有り（状況 ）	無し
	倉庫	被災有り（状況 ）	無し
	洗車場	被災有り（状況 ）	無し
	その他	被災有り（状況 ）	無し
囲障	門扉	被災有り（状況 ）	無し
	フェンス	被災有り（状況 ）	無し
	飛散防止設備	被災有り（状況 ）	無し
モニタリング井	上流側	被災有り（状況 ）	無し
	下流側	被災有り（状況 ）	無し
施設周辺	公道	被災有り（状況 ）	無し
	周辺地山	被災有り（状況 ）	無し
	周辺河川	被災有り（状況 ）	無し
その他	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し

※被災レベル、被災の有無に○印・状況も記載

【クローズド型最終処分場被災状況カルテ(例)】

	トリアージ区分	レベル※	1	2	3	4	5
被災原因		被災日	令和	年	月	日	
物件名		調査日	令和	年	月	日	

① 主要施設・設備の被災状況

施設・設備名	部位	被災状況※	
被覆施設	屋根	被災有り（状況 ）	無し
	壁面	被災有り（状況 ）	無し
	柱又は区画提	被災有り（状況 ）	無し
場内環境管理設備	機器	被災有り（状況 ）	無し
	防火設備	被災有り（状況 ）	無し
安定化促進設備	ガス抜き設備	被災有り（状況 ）	無し
	散水設備	被災有り（状況 ）	無し
	空気供給設備	被災有り（状況 ）	無し
	浸出水集排水設備	被災有り（状況 ）	無し
遮水工	底面	被災有り（状況 ）	無し
	壁面	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し
	固定工	被災有り（状況 ）	無し
搬入管理設備	廃棄物搬入設備	被災有り（状況 ）	無し
	廃棄物投入設備	被災有り（状況 ）	無し
地下水集排水設備	()	被災有り（状況 ）	無し
雨水集排水設備	集排水設備	被災有り（状況 ）	無し
	ピット	被災有り（状況 ）	無し
道路	搬入	被災有り（状況 ）	無し
	管理用	被災有り（状況 ）	無し
浸出水処理施設	取水設備	被災有り（状況 ）	無し
	調整設備	被災有り（状況 ）	無し
	導水設備	被災有り（状況 ）	無し
	処理設備	被災有り（状況 ）	無し
	放流設備	被災有り（状況 ）	無し
	資材倉庫	被災有り（状況 ）	無し
その他	()	被災有り（状況 ）	無し
	()	被災有り（状況 ）	無し

※被災レベル、被災の有無に○印・状況も記載

② 関連施設・設備の被災状況

施設・設備名	部位	被災状況 ※	
管理棟	建屋	被災有り（状況 ）	無し
	車庫	被災有り（状況 ）	無し
	倉庫	被災有り（状況 ）	無し
	洗車場	被災有り（状況 ）	無し
	その他	被災有り（状況 ）	無し
囲障	門扉	被災有り（状況 ）	無し
	フェンス	被災有り（状況 ）	無し
	飛散防止設備	被災有り（状況 ）	無し
モニタリング井	上流側	被災有り（状況 ）	無し
	下流側	被災有り（状況 ）	無し
施設周辺	公道	被災有り（状況 ）	無し
	周辺地山	被災有り（状況 ）	無し
	周辺河川	被災有り（状況 ）	無し
その他	（ ）	被災有り（状況 ）	無し
	（ ）	被災有り（状況 ）	無し
	（ ）	被災有り（状況 ）	無し
	（ ）	被災有り（状況 ）	無し
	（ ）	被災有り（状況 ）	無し
	（ ）	被災有り（状況 ）	無し
	（ ）	被災有り（状況 ）	無し
	（ ）	被災有り（状況 ）	無し
	（ ）	被災有り（状況 ）	無し
	（ ）	被災有り（状況 ）	無し

※被災レベル、被災の有無に○印・状況も記載